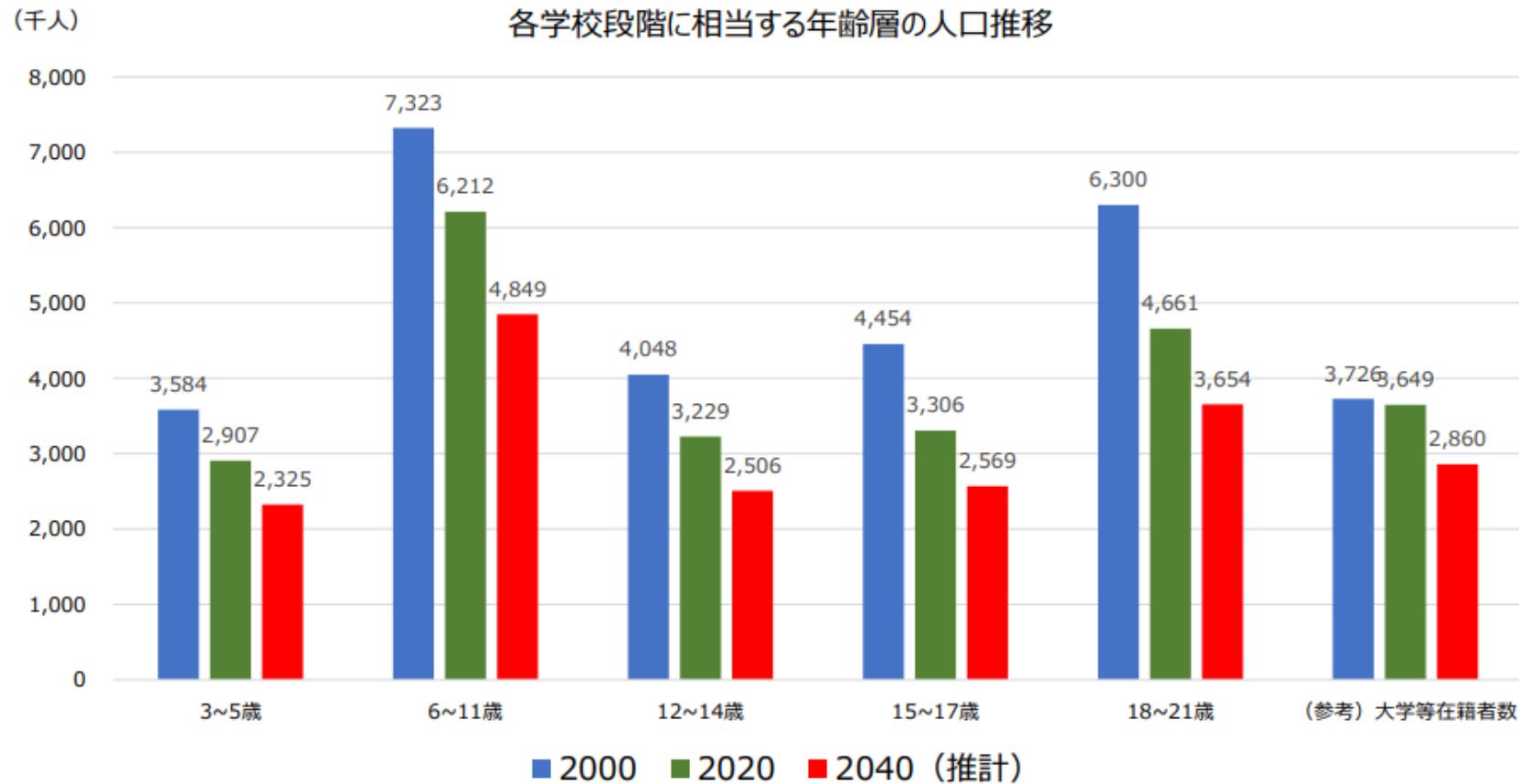


参考資料2

幼稚園教諭に関する その他の参考データ

日本の各学校段階に相当する年齢の人口推移

各学校段階に相当する年齢層の人口は大幅に減少を続ける見込みであり、2000年から2040年にかけては各段階とも人口が3～4割減少する。18～21歳人口は、中位推計でも2020年の大学等在籍者数とほぼ同数まで減少することとなっている。



※各年10月1日時点の数値

※2040年は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による推計値

※(参考)大学等在籍者数は、大学、短大、高専4・5年次、専門学校に在籍している学生数

※(参考)大学等在籍者数は、2000年及び2020年は学校基本調査による実績値、2040年は大学等進学率が2020年と同等であった場合の推計値

(出典)国立社会保障・人口問題研究所HP及び学校基本調査より作成

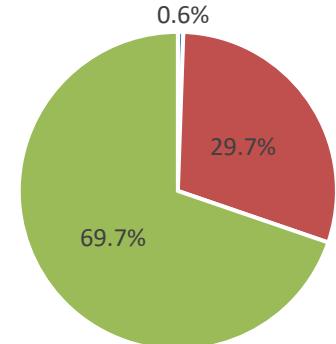
幼稚園の現状

出典：令和6年度学校基本調査

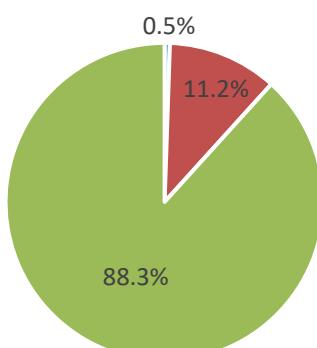
(令和6年5月1日現在)

区分	合計		国立		公立		私立		
園児数	幼稚園数		8,530園	100%	47園	0.6%	2,534園	29.7%	
	合計		757,968人	100%	4,070人	0.5%	84,759人	11.2%	
	3歳児	220,952人	100%	1,038人	0.5%	18,745人	8.5%	201,169人	91.0%
	うち満3歳児入園	69,657人	100%	9人	0.0%	331人	0.5%	69,317人	99.5%
	4歳児	252,960人	100%	1,456人	0.6%	28,773人	11.4%	222,731人	88.0%
	5歳児	284,056人	100%	1,576人	0.6%	37,241人	13.1%	245,239人	86.3%
教員数(本務者)		82,809人	100%	359人	0.4%	12,674人	15.3%	69,776人	84.3%

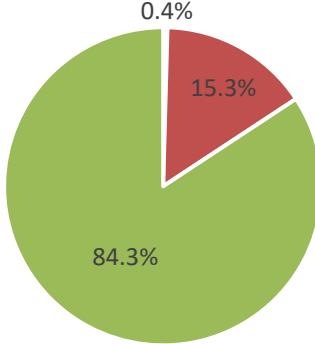
幼稚園数



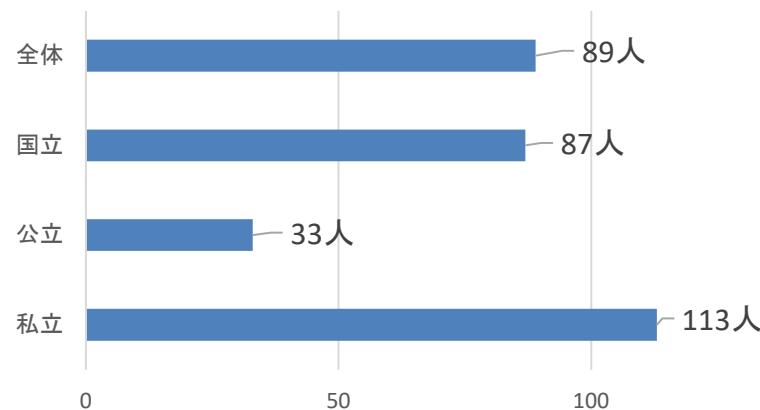
園児数



教員数(本務者)



1園あたりの在園児数



■ 国立

■ 公立

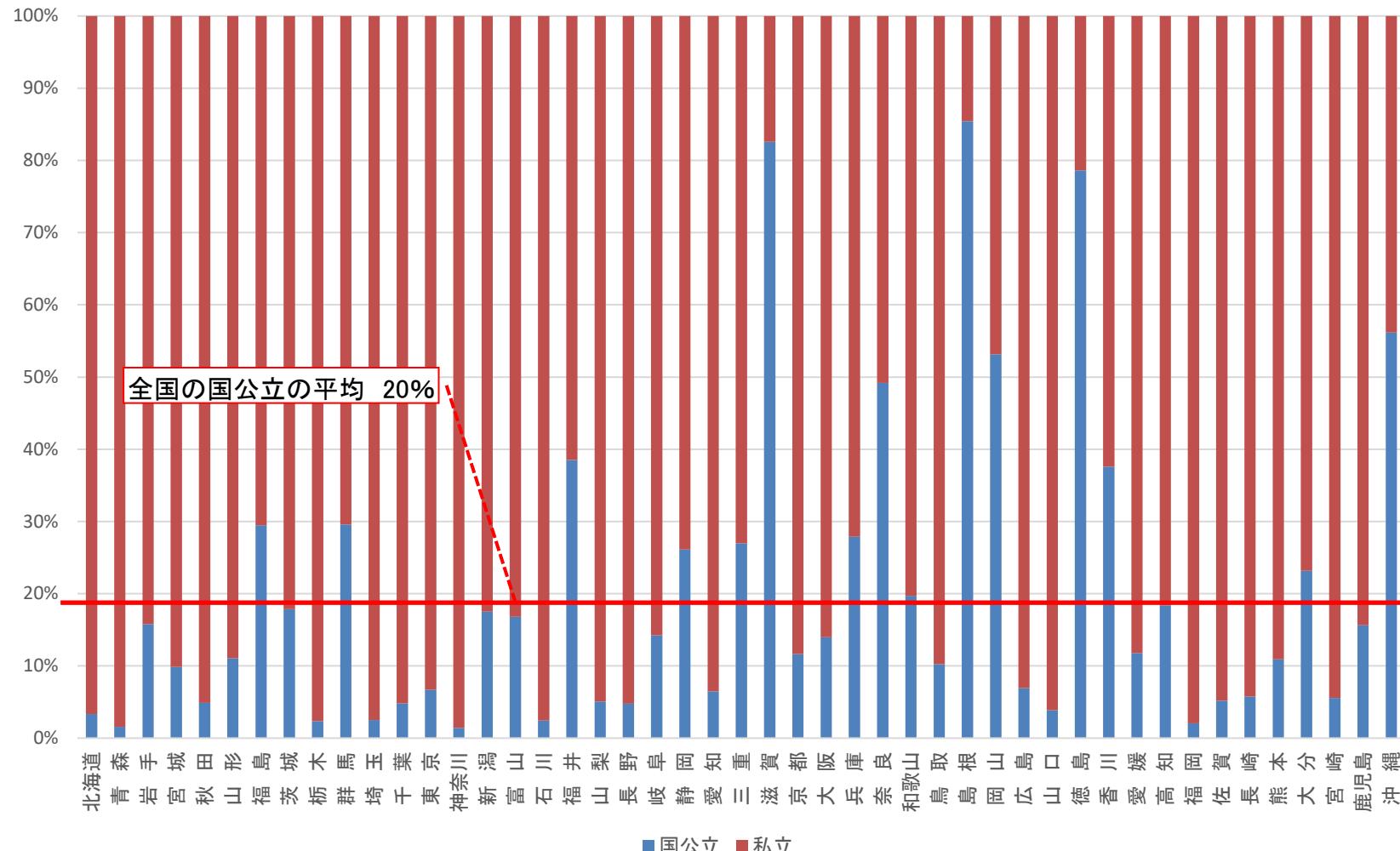
■ 私立

(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
 ・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

幼稚園児の国公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(令和6年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に1割程度のところもある。

文部科学省「学校基本調査(令和6年度)」



幼稚園教諭を取り巻く現状 (養成段階)

文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）」（令和5年度） 調査結果概要

（受託者：三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社）

事業概要

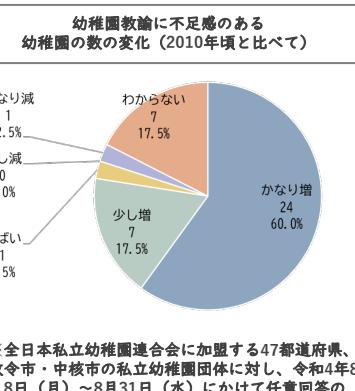
- ・幼稚園教諭免許を取得可能な大学、短大（以下、養成校）に通う全国の学生に対する抽出アンケート調査を実施
- ・あわせて、幼稚園教諭の就職、採用状況等の実態把握のため、幼稚園団体に対する調査、有識者および隣接関連分野へのヒアリング調査を実施

学生 アンケート 調査概要

対象：国内の幼稚園教諭免許状（一種及び二種免許状を対象）を取得することができる大学・学部・学科・専攻等に通学する学生
方法：地域性に応じた多段抽出およびクラスター抽出法（養成校単位での抽出）で、養成校経由で学生に調査を配布
調査時期：令和4年10月（就職活動の状況については10月1日時点での回答を求めた）
回収：一種免許状取得可能大学等（主に短期大学）：1,662（回収）／16,688（配布数）回収率：10.0%
二種免許状取得可能大学等（主に4年制大学）：1,883（回収）／5,870（配布数）回収率：32.1%

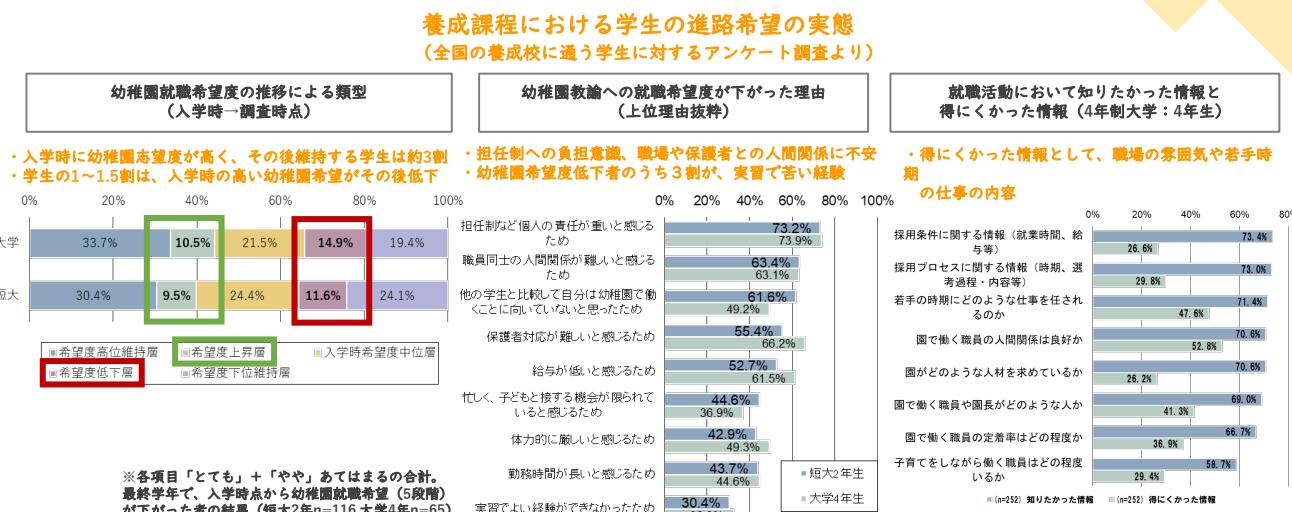
調査項目：属性情報／養成校入学～学生生活について／進路意識（振り返り）／進路意識（現在）／就職活動及び就職後について 等

幼稚園教諭の不足状況の深刻化 (全国の幼稚園団体に対するアンケート調査※より)



※全日本私立幼稚園連合会に加盟する47都道府県、政令市・中核市の私立幼稚園団体に対し、令和4年8月8日（月）～8月31日（水）にかけて任意回答のWebアンケート調査を依頼。40件の回答を得た。

主な 調査結果 (概要)



幼稚園教諭養成課程における学生の実態と人材確保のポイント（概要）



学生の生活、意識

- 入学当時の幼稚園希望度は、およそ高位(4~5割)：中位(2~2.5割)：低位(3~3.5割)で分布
- 実習以外の課外活動で乳幼児と接する経験を持つ学生は短大で半数弱、4年制大学で6割弱
- 入学時から、給与面、忙しさ、人間関係、保護者対応など様々な面に不安を抱えている

- 4年制大学の実習時期は、大都市部では2年生、3年生の夏頃、4年生春頃に、非大都市圏では3年生の夏～秋ごろにピークがきている
- 全体では9割の学生が実習を楽しかったと評価。他方でネガティブなギャップを感じた学生も3割超
- 全体では「やりがいを感じた」「仕事内容を理解」5割、「職場の人間関係がよい」「保育方針に共感」3.5割（「とてもあてはまる」の割合）

- 内定時期は短大で8月～10月、4年制大学で7月～9月が全体の7割を占める。都市部において就職活動および内定の早期化傾向
- 就職活動時の重視事項について、園長や職員の雰囲気をとても重視する回答が特に多く全体の8割超
- 在学中に園職員の話を聞く機会は3割強の学生のみ経験

- 幼稚園内定学生の半数超は結婚、出産等のライフステージに関わらず継続して働くことを希望
- 2割超の学生は、一時的に仕事を離れたとしても、長期的には幼児教育分野に仕事として携わることを希望

幼稚園志望の低下、上昇

- 入学当時の希望度高位層のうち、3割以上の学生がその後希望度低下。一方、入学当時の希望度低位層のうち、約3割の学生がその後希望度上昇
- 4年制大学の1～3年生では、希望度低下者のうち5割弱が実習前に希望度低下。希望度低下理由として「給与の低さ」のほか「担任制」や「職員同士の人間関係」「保護者対応」などへの苦手意識が理由として多い

- 幼稚園希望度が低下した学生のうち、短大では5割が、4年制大学では4割が「実習中」に希望度低下（どちらも最終学年への調査結果）
- 希望度低下理由として特に多いのは個人の責任の重さ。ほかに職場の人間関係、適性、給与の低さなど。希望度低下層で評価が低いのは「実習前後のフォロー」（希望度を高く維持している層と比較して、「とても満足」の回答割合が10pt程低い）
- 希望度上昇層で評価が高いのは、「教員としての仕事のやりがいを感じた」「職場の人間関係が良いと感じた」「保育の方針・保育内容に好感を持った」など（希望度が低く推移している層と比較して、「とてもあてはまる」の回答割合が10～20pt程高い）

- 幼稚園希望度が低下した学生のうち、短大では3割が、4年制大学では4割が「実習後～就職活動」時期に希望度低下（どちらも最終学年への調査結果）
- 短大では、2年生の希望度低下層のうち7割超は保育士を希望
- 4年制大学では、4年生の希望度低下層のうち約2割は子供に関わらない仕事への希望度が高い
- 希望度上昇層と希望度下位維持層で比較すると、進路支援の体制に「とても満足」とした回答が10pt程高い

- 短大では、幼稚園教員免許は、希望度低下層でもほぼ全員が取得見込み
- 4年制大学での希望度低下層の1割は、幼稚園教員免許の取得見込みなし

人材確保のポイント (行政、園、養成校が連携して取り組むポイント)

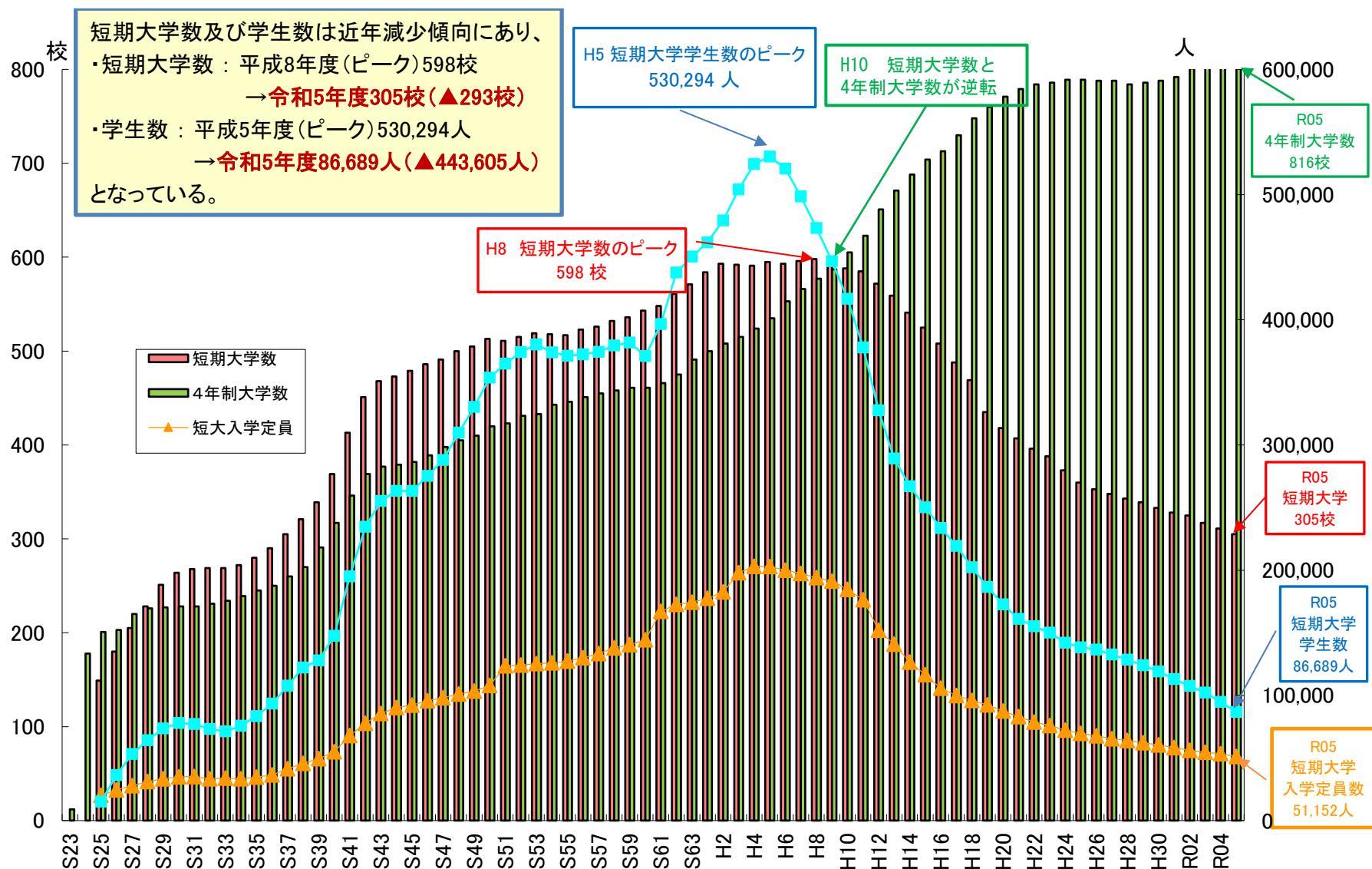
- 入学後、具体的に見えてきた負担感への不安に対する丁寧な情報提供やフォロー
- 実習前後で、学生に仕事内容・やりがい・保育方針・キャリア形成支援策が伝わるような体制づくり・情報提供

- 実習中に希望低下した学生のすべてが「実習でよい経験ができなかった」わけではない。実習により知る現場の「現実」を相対化したり理解を深めるための丁寧な実習前後のフォロー
- 実習前後で若手職員と対話する機会など、仕事のやりがいやキャリア形成等に触れる安心・安全な対話の機会の充実

- 希望度低下の理由として、他者と比べた自身の適性を気にする様子が見られる。進路支援において、適性に関する認識を丁寧に聞き取ったうえでのサポートや情報提供
- 園の雰囲気や職務内容、キャリア形成などについて率直に聞くことができる機会の充実、学生の求める情報の提供

- 継続して働きたいという学生の希望を前提とした、園の環境整備やキャリアパスに対する情報提供や幼稚園の強みの広報
- 免許取得者に対する継続的広報（再就職促進）

短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員・学生数の推移



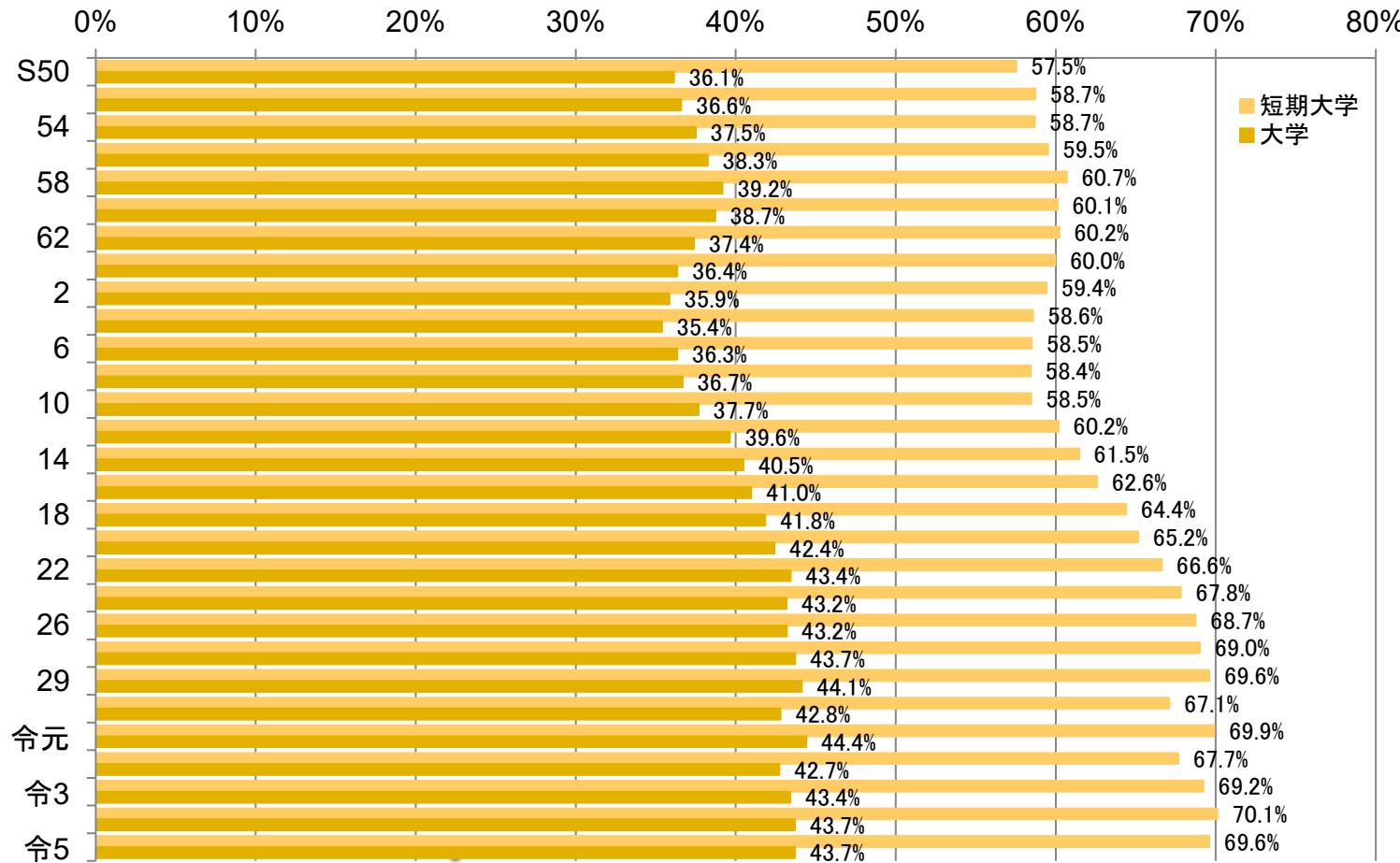
※大学数には通信教育のみを行う学校を含む。

※学生数には専攻科、別科も含む(通信制を除く)。

出典:文部科学省「学校基本調査」、「短期大学一覧」

短期大学・4年制大学の自県内進学率の推移

短期大学は、自県内入学率が約7割となっており、地域コミュニティの基盤となる人材を養成している。

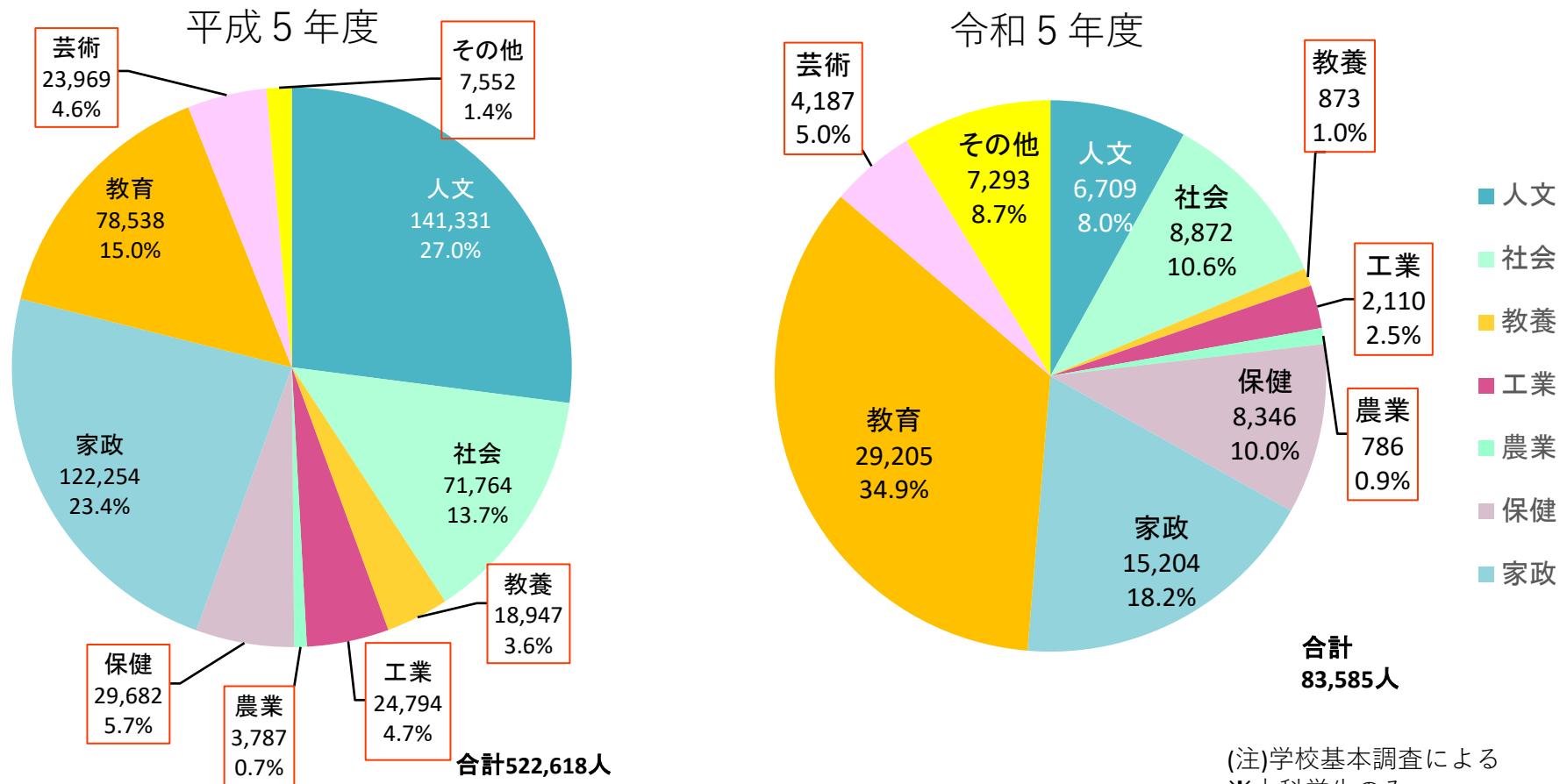


出典:文部科学省「学校基本調査」

短期大学の分野別学生数の推移

令和5年度における短期大学の学生数は、教育分野が約3割、家政分野が約2割を占めている。

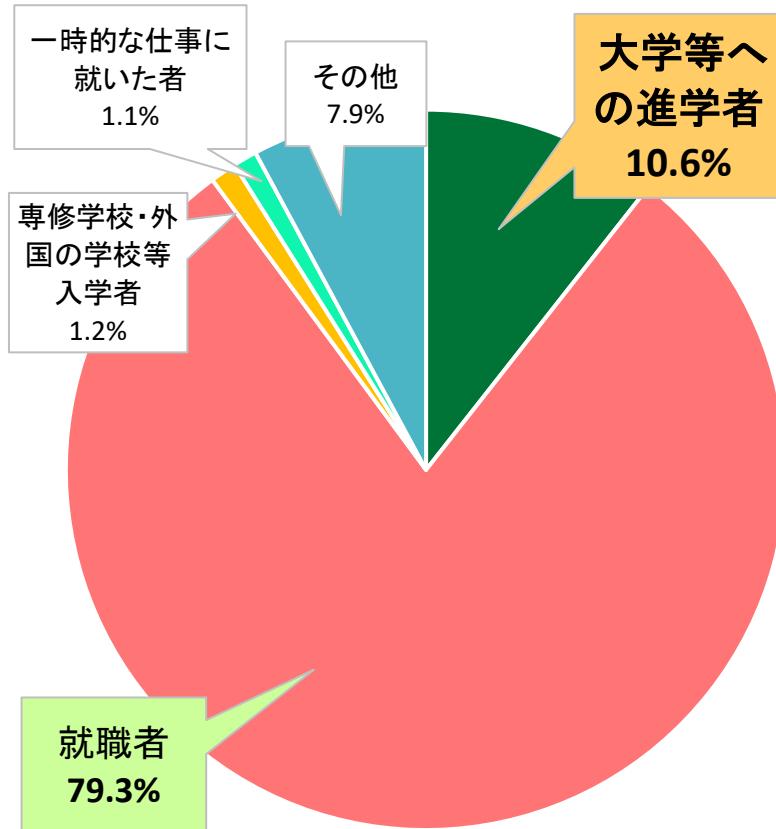
対H5年度	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	計
人数	▲134,622	▲62,892	▲18,074	▲22,684	▲3,001	▲21,336	▲107,050	▲49,333	▲19,782	▲259	▲439,033
増減割合	▲95.3%	▲87.6%	▲95.4%	▲91.5%	▲79.2%	▲71.9%	▲87.6%	▲62.8%	▲82.5%	▲3.4%	▲84.0%



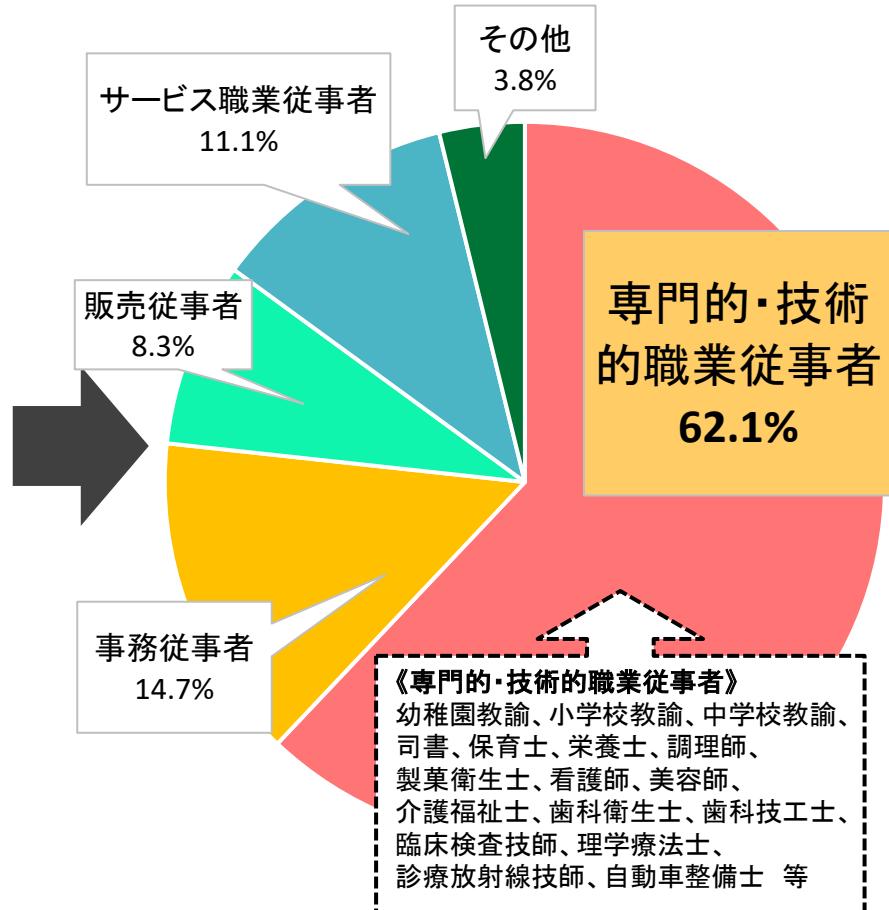
短期大学の卒業者の状況別割合・職業別就職者数の割合(令和5年3月卒業者)

短期大学の卒業者は約8割が就職しており、そのうち約6割が保育士や幼稚園教諭等専門的・技術的職業に従事している。

卒業者の状況別割合

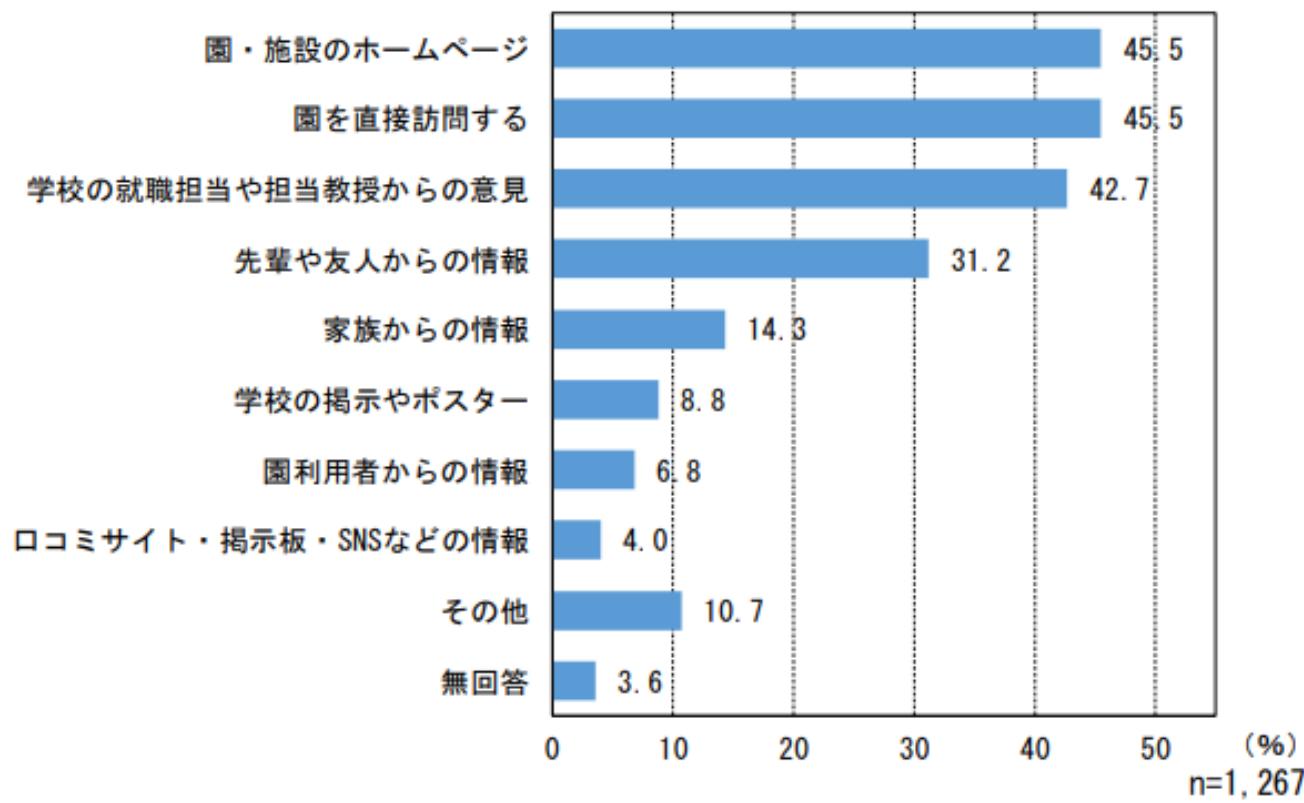


職業別就職者の割合



出典:文部科学省「学校基本調査(令和5年度)」

幼稚園等への就職活動における情報収集方法



(出典)人材確保に向けた調査研究事業報告書(公益財団法人広島県私立幼稚園連盟)
平成29年度文部科学省「幼稚園における人材確保支援事業」委託事業

幼稚園教諭を取り巻く現状 (養成段階以前)

保育職を目指すことを決めた時期

あなたが保育職への就職を目指すことを決めた時期

4年制		回答数	%
	全体	1139	100.0
1	入学前	924	81.1
2	1年生前期	12	1.1
3	1年生後期	4	0.4
4	2年生前期	8	0.7
5	2年生後期	17	1.5
6	3年生前期	25	2.2
7	3年生後期	48	4.2
8	4年生前期	65	5.7
9	4年生後期	31	2.7
10	無回答	5	0.4

2年制		回答数	%
	全体	1811	100.0
1	入学前	1576	87.0
2	1年生前期	18	1.0
3	1年生後期	25	1.4
4	2年生前期	74	4.1
5	2年生後期	78	4.3
6	3年生前期	15	0.8
7	3年生後期	5	0.3
8	4年生前期	0	0.0
9	4年生後期	2	0.1
10	無回答	18	1.0

(出典)2018年度子ども・子育て支援
推進調査研究事業
保育士試験合格者の就職状況等に
関する調査研究(一般社団法人全国
保育士養成協議会)

幼稚園教諭の志望割合等

表2 学年別にみた幼稚園教諭志望の割合（数値は%）

学年	なりたい	少しなりたい	わからない	なりたくない
小学生（118名）	▽ 5.1%	▲46.6%	▽26.3%	▲22.0%
中学生（233名）	▽ 4.8%	▽24.2%	▲50.0%	21.0%
高校生（76名）	▲56.6%	27.6%	▽15.8%	▽ 0.0%

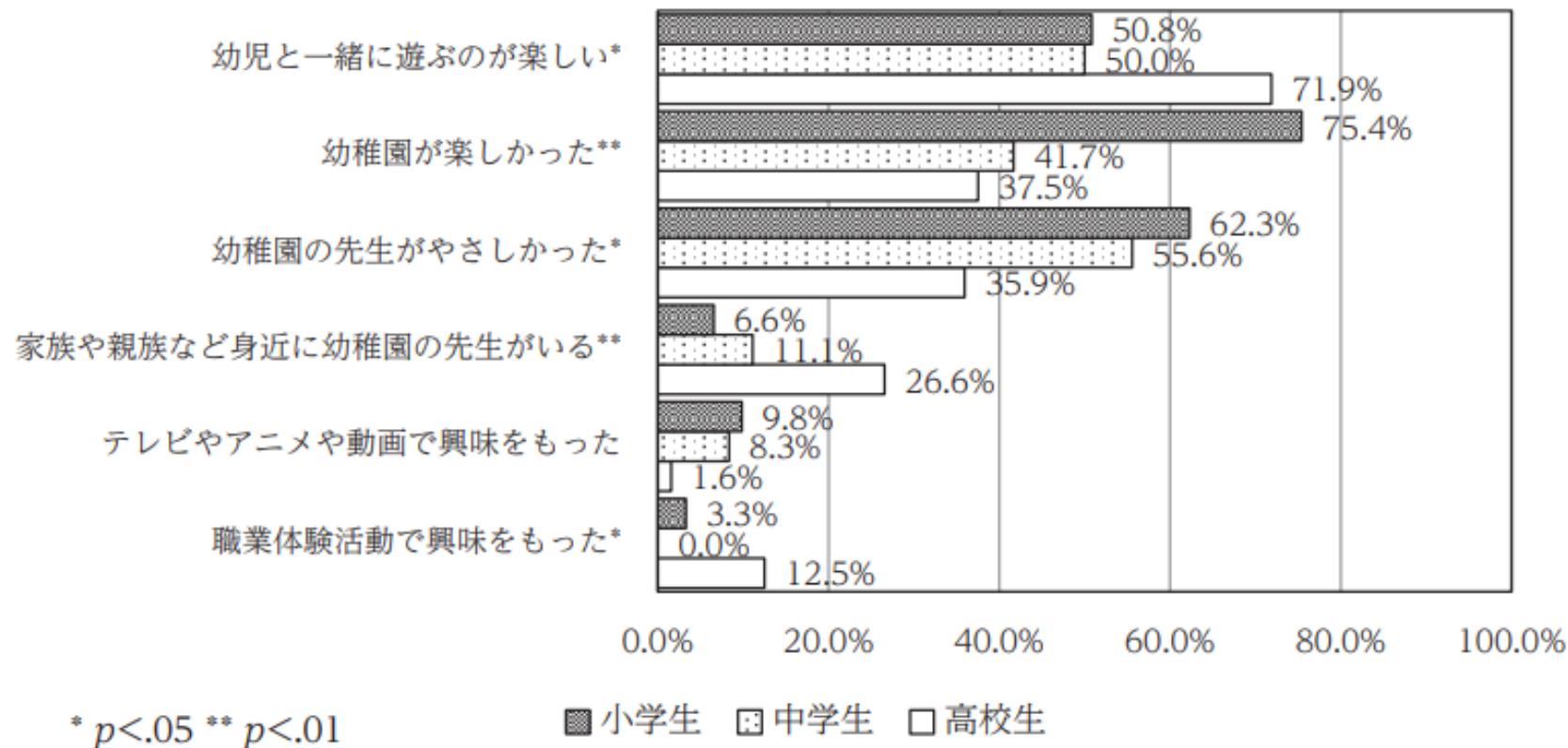
（▲有意に多い、▽有意に少ない、 $p<.05$ ）

表3 学年別にみた幼稚園教諭志望時期の割合（数値は%）

学年	小さいころから	小学生から	中学生から	高校生から
小学生（57名）	14.0%	86.0%	-	-
中学生（59名）	22.0%	20.3%	57.6%	-
高校生（64名）	25.0%	12.5%	37.5%	25.0%

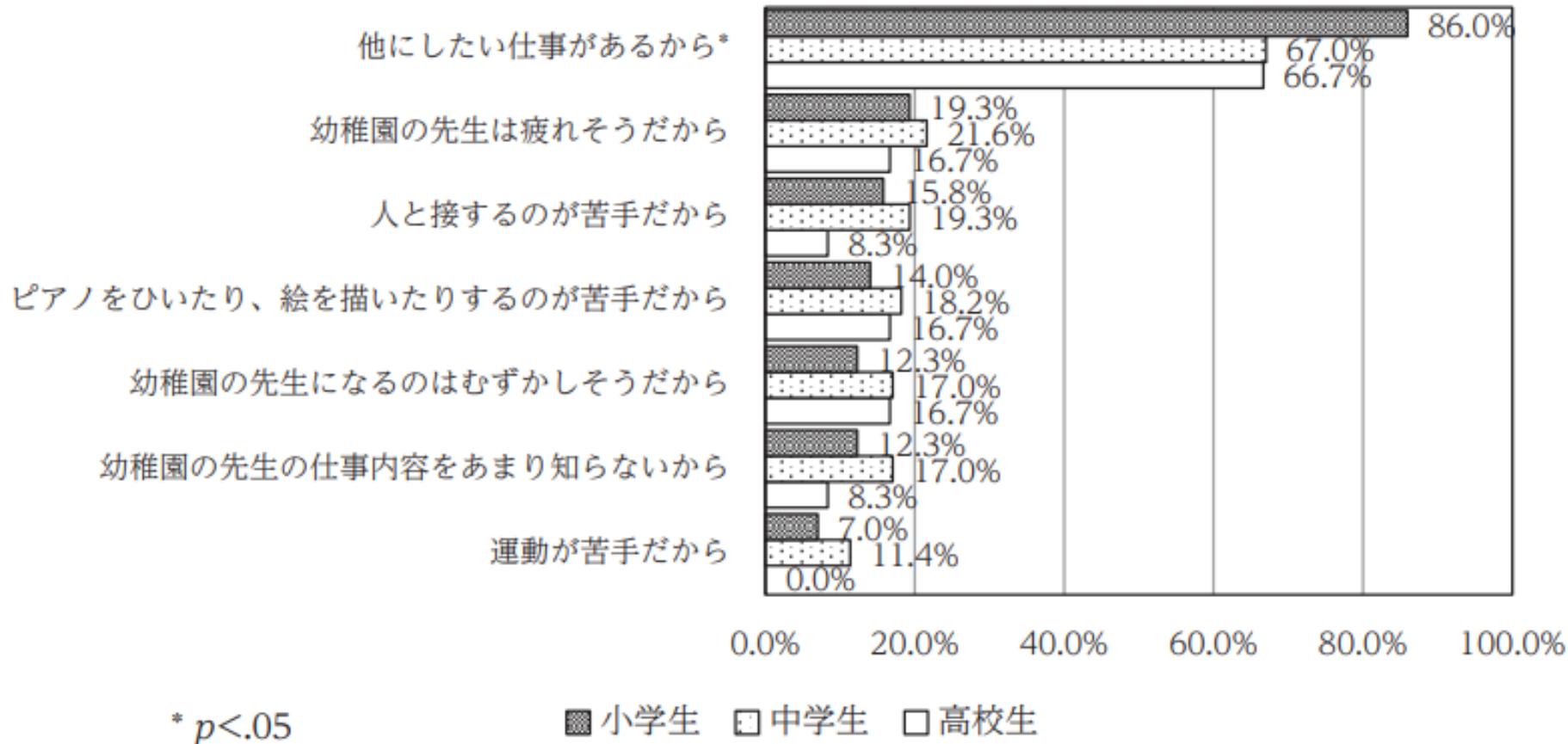
（出典）大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
令和5年度文部科学省委託 調査報告書（鳴門教育大学）

学年別にみた幼稚園教諭志望のきっかけや理由



(出典)大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
令和5年度文部科学省委託 調査報告書(鳴門教育大学)

学年別にみた幼稚園教諭になりたくない理由



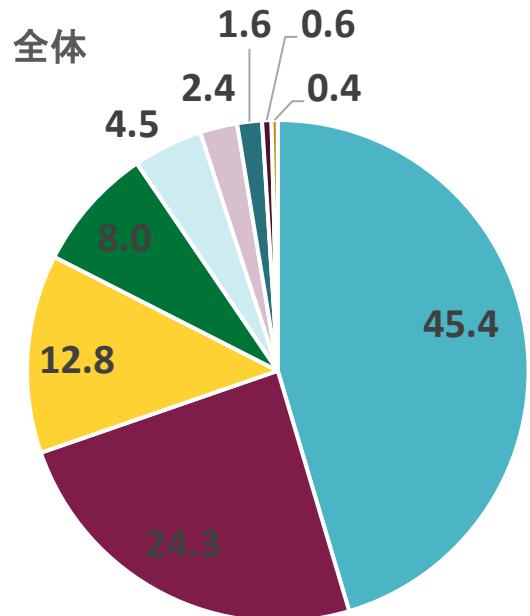
* $p < .05$

■ 小学生 □ 中学生 □ 高校生

(出典)大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
令和5年度文部科学省委託 調査報告書(鳴門教育大学)

幼稚園教諭を取り巻く現状 (入職後)

幼稚園教諭(本務教員)の勤続年数・平均給料月額



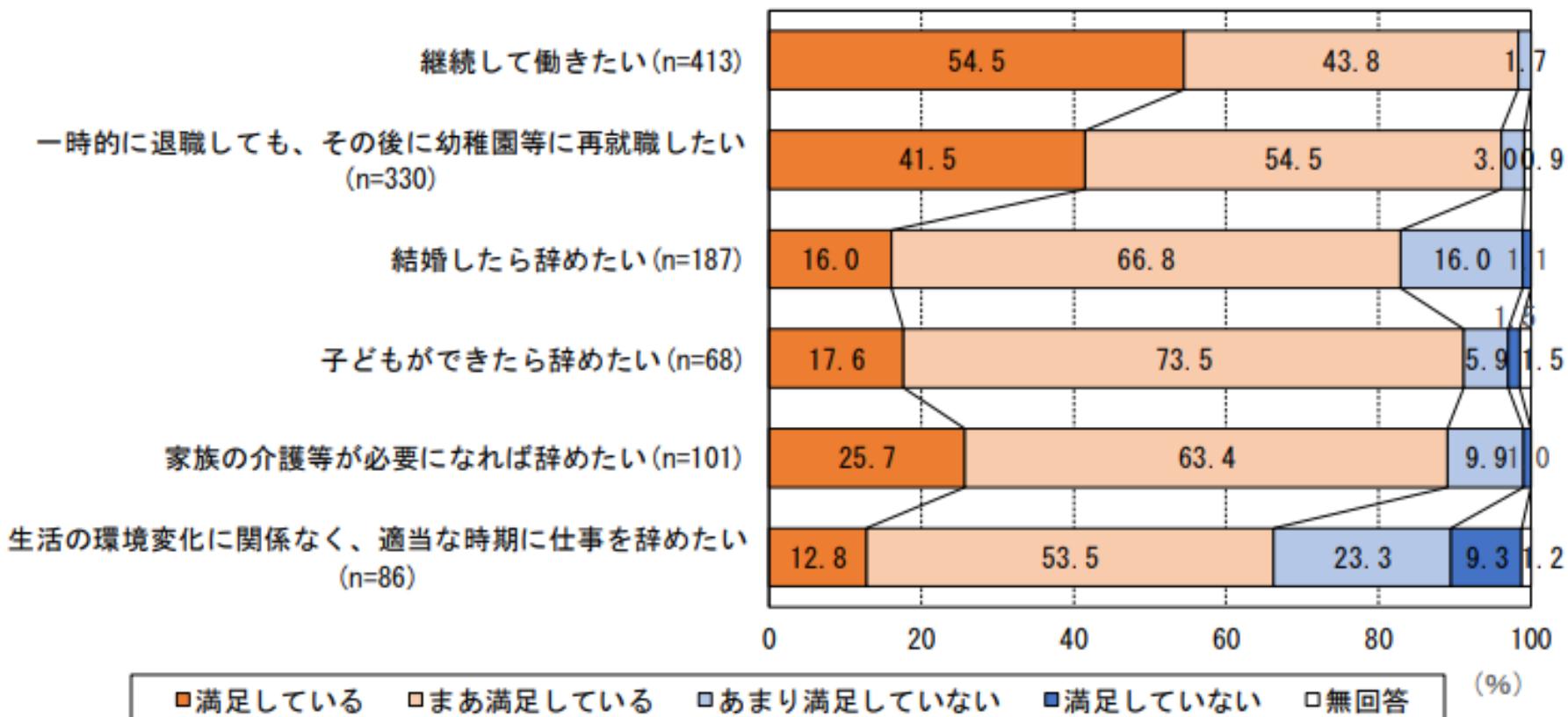
	平均勤続年数(年)			□□□□□□(千円)		
	計	男	女	計	男	女
公立	14.0	15.8	13.8	274.7	270.8	275
私立	11.0	19.7	10.4	227.7	348.1	219.8

- 5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上15年未満
- 15年以上20年未満
- 20年以上25年未満
- 25年以上30年未満
- 30年以上35年未満
- 35年以上40年未満
- 40年以上

(出典)令和4年度教員統計調査

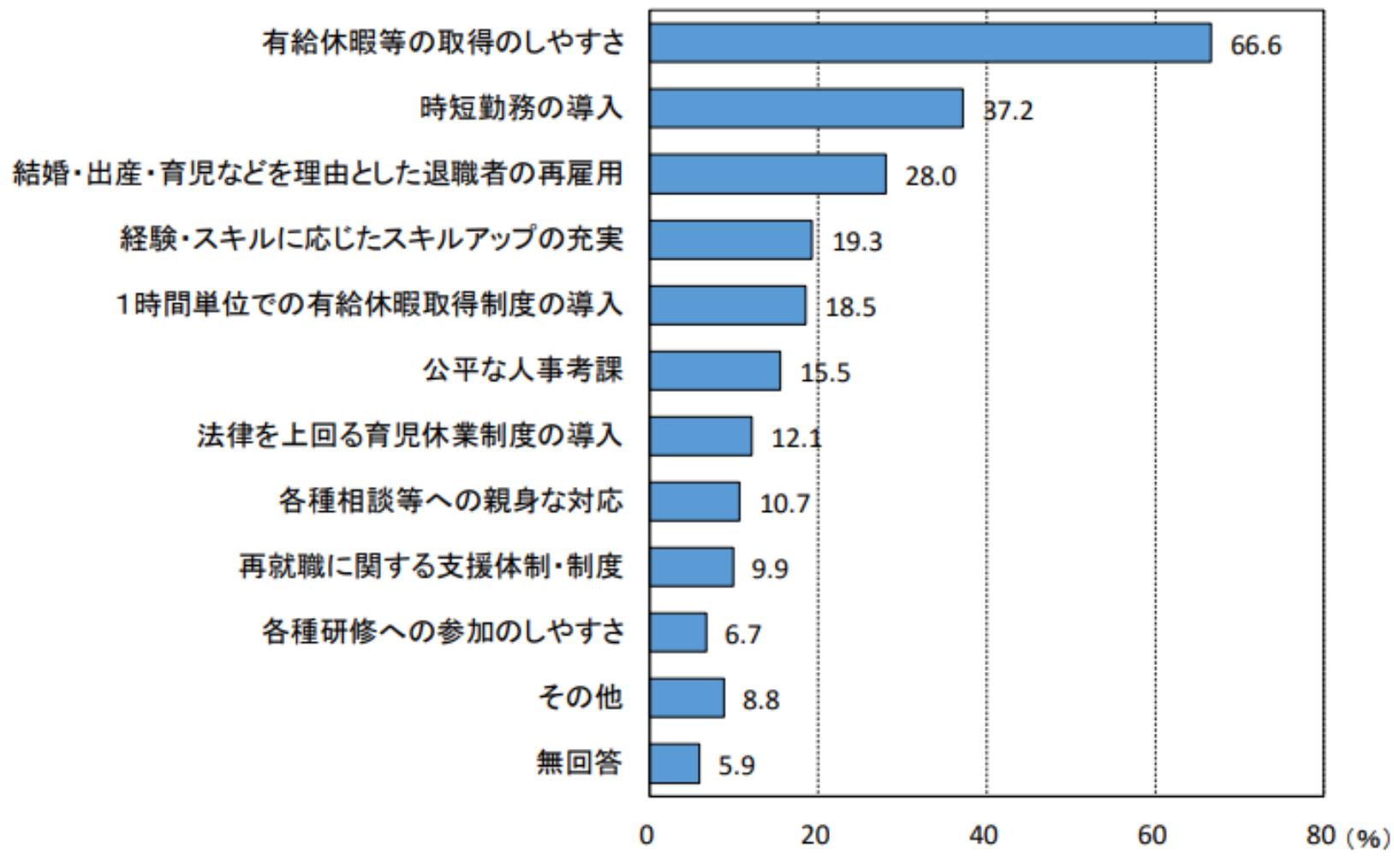
職に対する満足度と今後の継続勤労意欲との関係

図 II-17 今後の働き方別の幼稚園教諭という職業の満足度



(出典)人材確保に向けた調査研究事業報告書(公益財団法人広島県私立幼稚園連盟)
平成29年度文部科学省「幼稚園における人材確保支援事業」委託事業

幼稚園教諭として継続的に働いていくために必要な支援

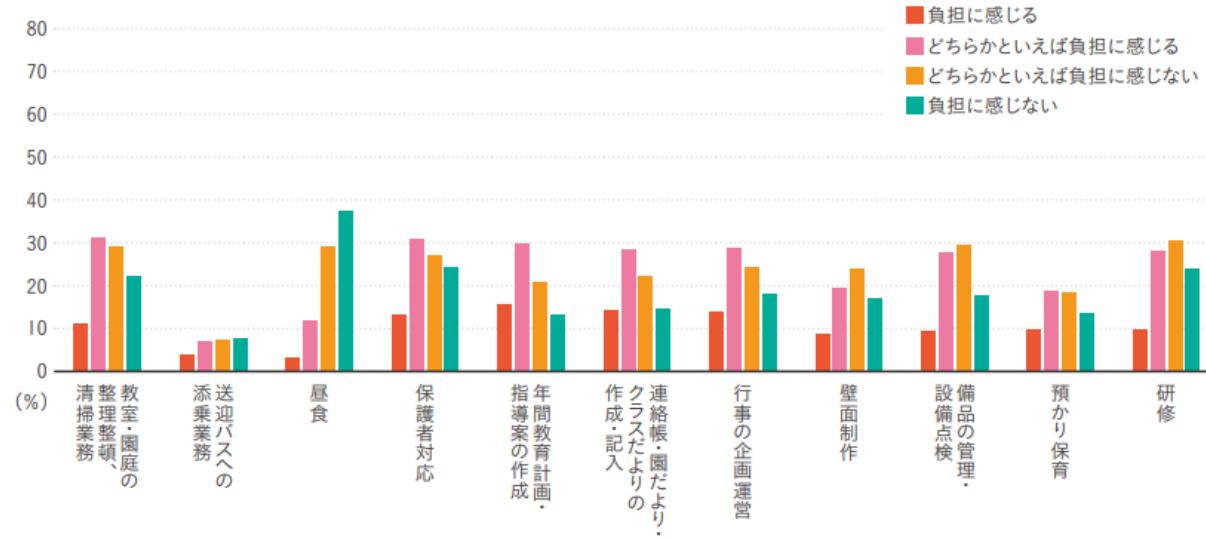


n=1,267

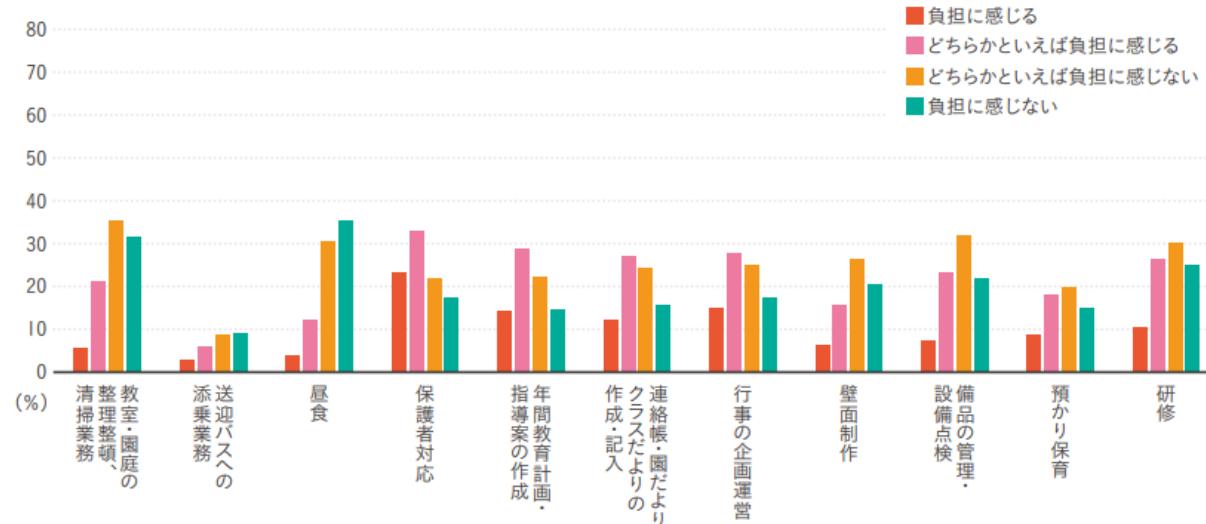
(出典)人材確保に向けた調査研究事業報告書(公益財団法人広島県私立幼稚園連盟)
平成29年度文部科学省「幼稚園における人材確保支援事業」委託事業

幼稚園教諭の業務における負担感

图表1:各業務の「時間的な負担感」について



图表2:各業務の「精神的な負担感」について

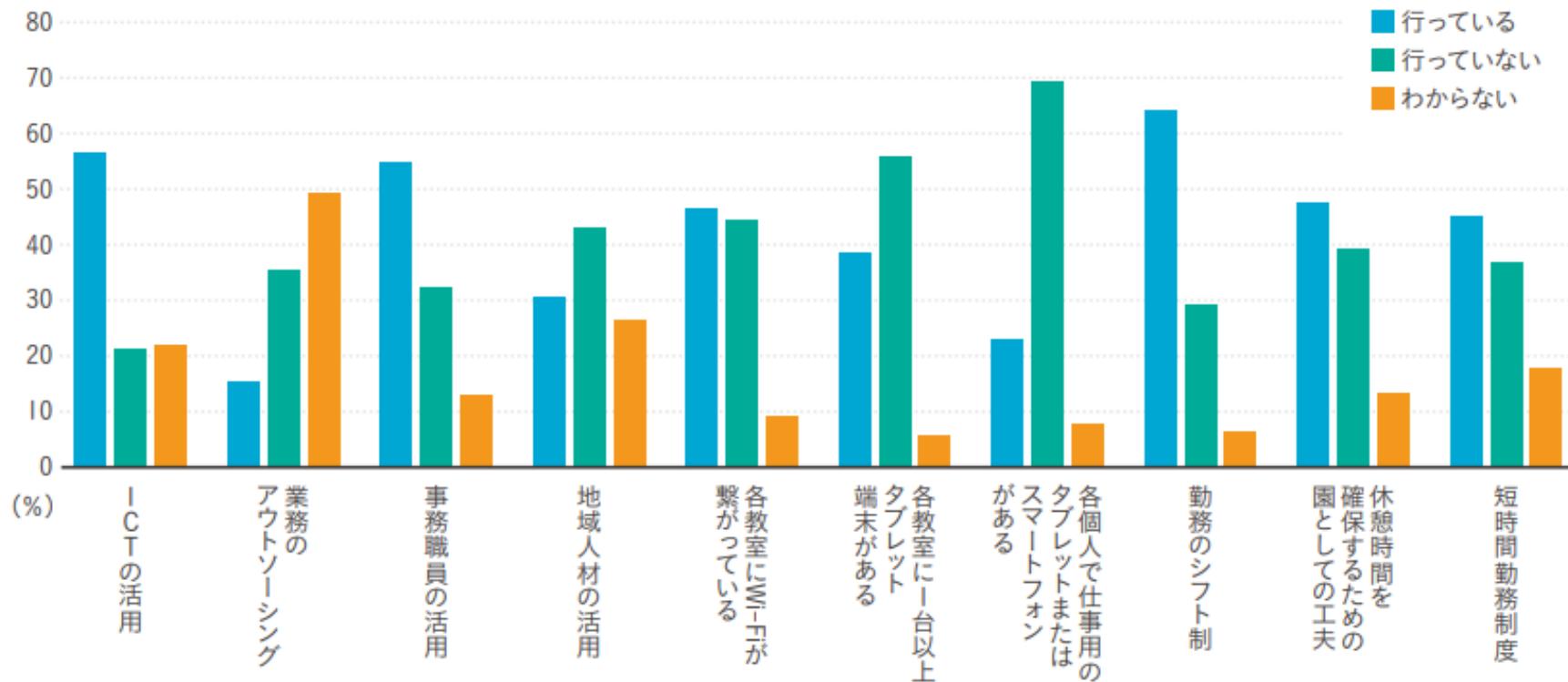


(出典)幼稚園・認定こども園における勤務改善事例集

令和5年度文部科学省委託 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

幼稚園における業務負担軽減のための取組

図表3:勤務する園において教職員の業務負担軽減を図るための取り組み

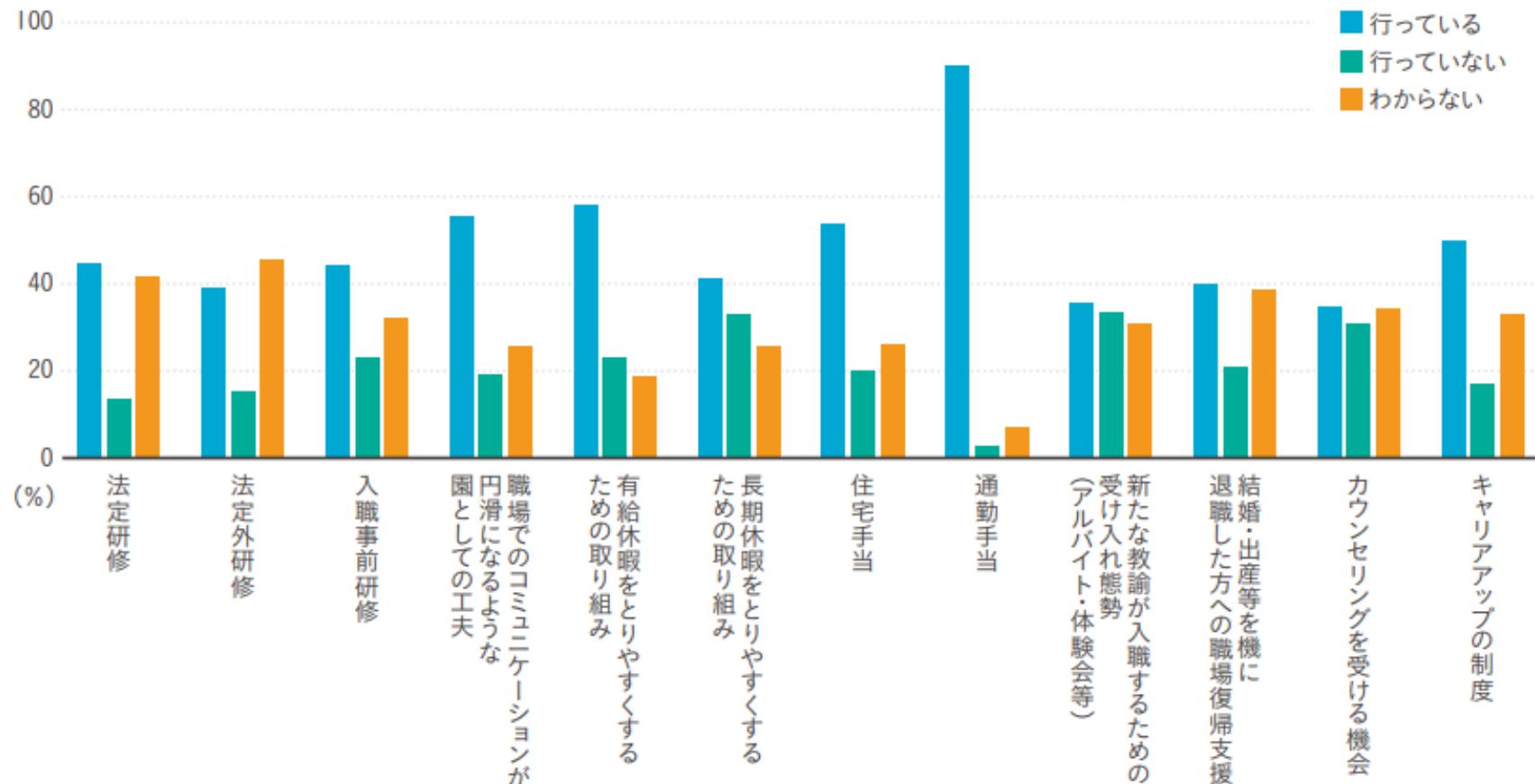


(出典)幼稚園・認定こども園における勤務改善事例集

令和5年度文部科学省委託 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

幼稚園における業務負担軽減のための取組

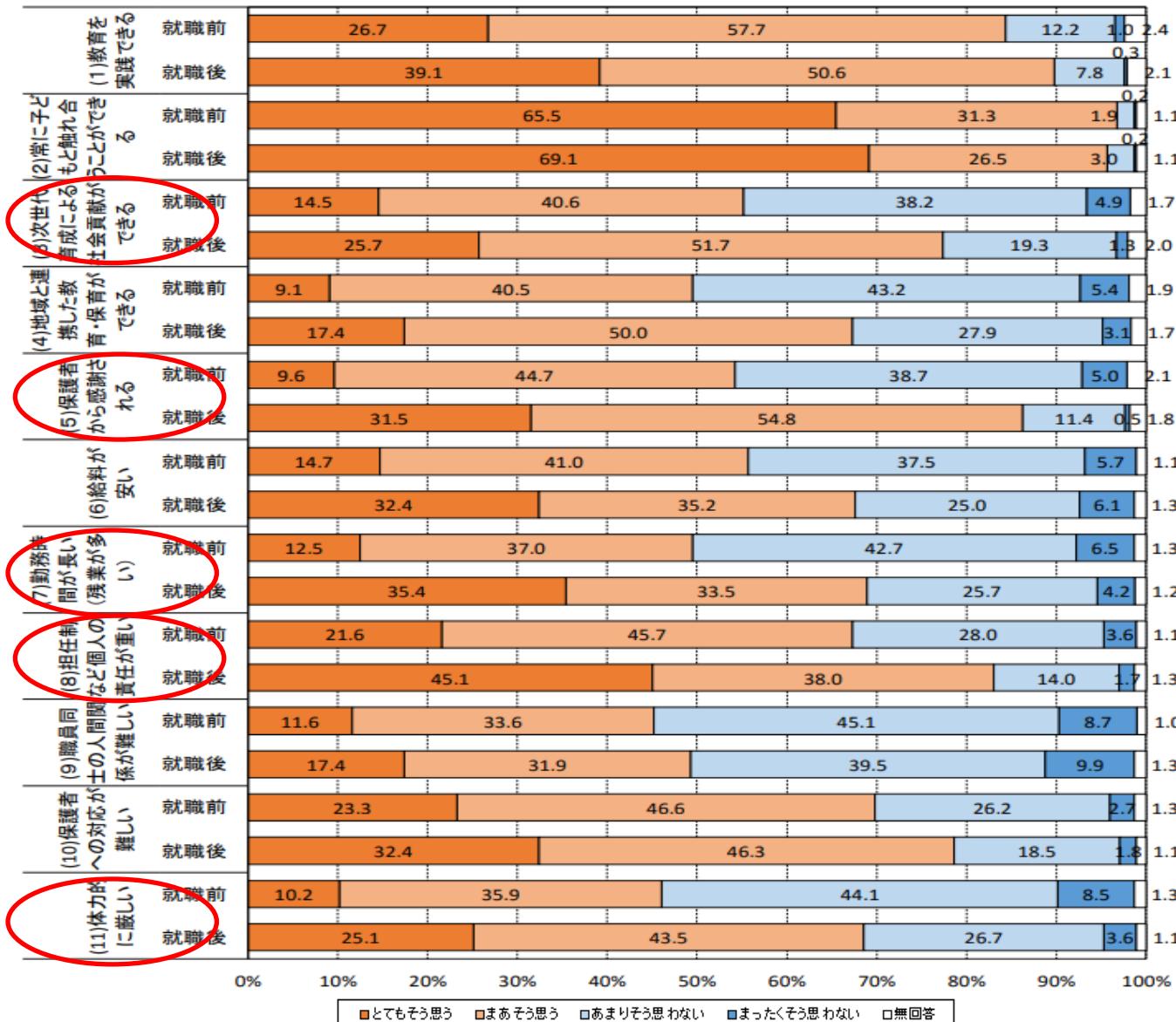
図表4:勤務する園において業務負担軽減以外に
教職員の勤務環境を改善するための取り組み



(出典)幼稚園・認定こども園における勤務改善事例集

令和5年度文部科学省委託 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

就職前後での幼稚園勤務に対するイメージの比較



(出典)人材確保に向けた調査研究事業報告書(公益財団法人広島県私立幼稚園連盟)
平成29年度文部科学省「幼稚園における人材確保支援事業」委託事業

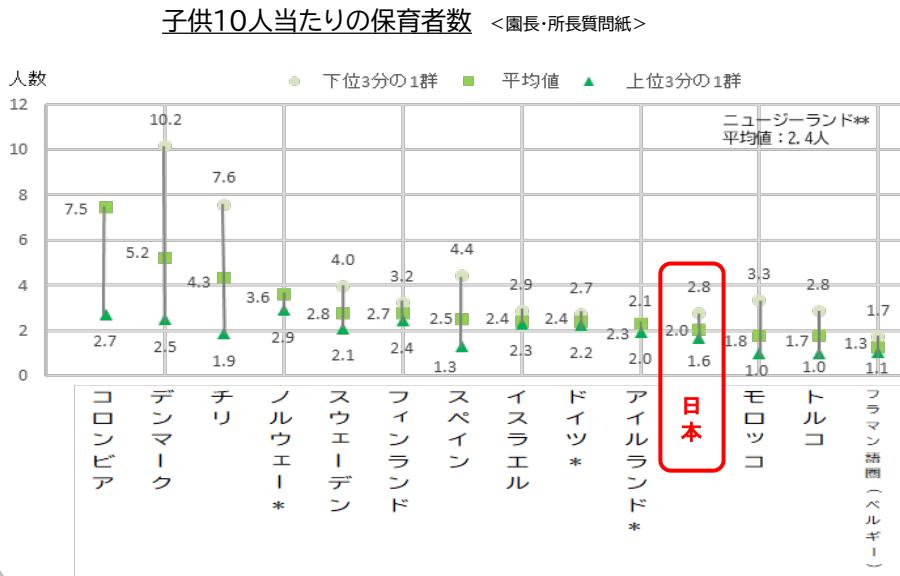
OECD国際幼児教育・保育従事者調査

- ・ 幼児教育・保育施設の保育者及び園長を対象に、研修、園での実践、勤務環境、管理運営等に関するデータを収集した2回目の国際調査。日本、ドイツ、スペイン、ノルウェーなど15か国・地域が参加。
- ・ 日本では2024年7月に、幼稚園・保育所・認定こども園の約190園で3～5歳児の保育を担当する保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）及び園長あわせて約1,500人を対象に質問調査を実施。
- ・ 第1回調査は、2018年に実施。

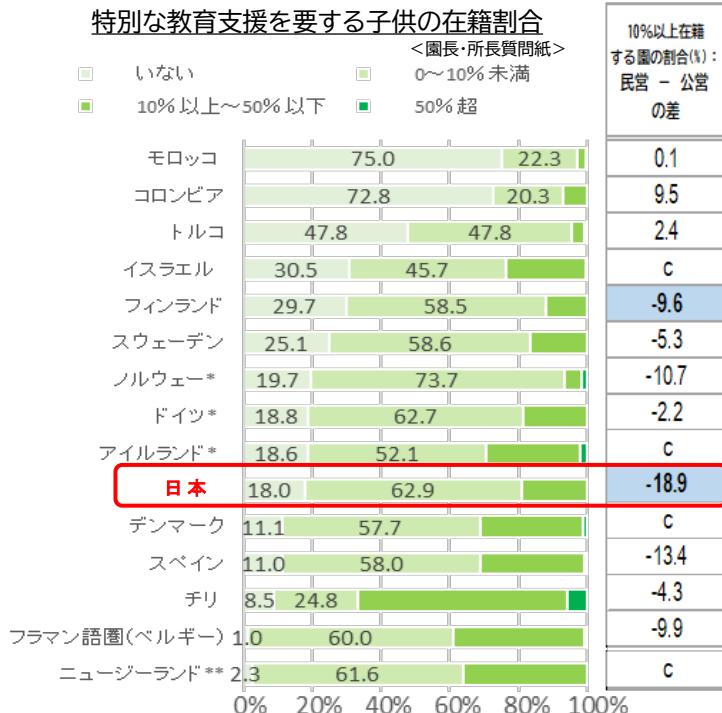
1. 就学前施設を取り巻く環境について

➤ **日本の子供に対する保育者の配置比率は、概ね他の参加国・地域と同水準である。**

※ データは、在園児数と保育者数に関する園長・所長の回答であり、0～2歳児及びその担当職員の数が含まれている園がある。



➤ **日本では、約8割の園に特別な教育支援を要する子供が在籍しており、約5割の園に母語が異なる子供が在籍している。**



2. 保育者の業務環境等について

➤ 日本の常勤の保育者の仕事時間は、
参加国・地域の中では最も長いが、
前回調査より改善。

※ 園で求められている業務に従事した時間（夜間や週末など就業時間外に業務を行った時間を含む）の合計を尋ねた。

(注) 2024年調査は常勤・他園との兼務なし・仕事時間15時間以上の保育者をもとに算出。2018年調査は、常勤・他園との兼務含む・仕事時間を問わずに算出。2018年調査を2024年調査と同じように算出した場合、2018年調査から2024年調査は、4.9時間減少する。

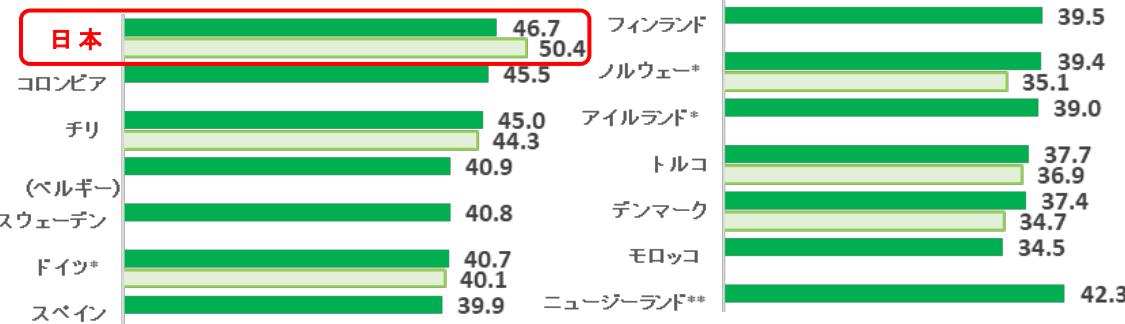
➤ 日本の保育者及び園長等の満足度は、前回調査に比して同様もしくは低下の項目もある。一方、職務に対して支払われる給与への満足度については改善されている。

※ カッコ〔 〕内は、2018年調査と同じ調査項目について、2018年の数値
※ 「非常によく当てはまる」「当てはまる」と回答した保育者又は、園長・所長の割合

➤ 日本の保育者の職務上のストレスの主なものは「同時にこなさなければならない仕事が多すぎる」が最も高く、次いで、「子供の育ちや学び、生活の充実に責任を負っていること」「保護者の懸念に対処すること」「特別な教育支援を要する子どものために環境を整えること」が挙げられた。

※ カッコ〔 〕内は、2018年調査と同じ調査項目について、2018年の数値
※ 「非常に感じる」「かなり感じる」と回答した保育者の割合

常勤の保育者の週当たりの仕事時間 (h)
<保育者質問紙>



仕事に対する保育者及び園長・所長の満足度 (日本)

<保育者質問紙 及び 園長・所長質問紙>

現在の園での仕事を楽しんでいる	
保育者	80.3% [83.3%]
園長・所長	80.8% [87.2%]
全体としてみれば、この仕事に満足している	
保育者	75.9% [80.7%]
園長・所長	86.5% [94.8%]
職務に対して支払われる給与に満足している	
保育者	35.4% [22.6%]
園長・所長	49.3% [33.9%]

保育者の職務上のストレスの要因 (日本) <保育者質問紙>

保育者			
同時にこなさなければならない仕事が多すぎること	子供の育ちや学び、生活の充実に責任を負っていること	保護者の懸念に対処すること	特別な教育支援を要する子どものために環境を整えること
51.8% [-]	48.3% [43.8%]	46.5% [-]	44.5% [36.2%]

➤ 日本では、ICT等の活用に関する養成課程等や研修等を受講した保育者が、他の参加国・地域と比べて少ない。一方で、ICT等の活用に関する研修等のニーズを非常に感じている保育者は約4割と参加国・地域の中でも高く、その活用に関する研修等が不足している可能性がある。

※「養成養成課程等」とは、保育の仕事に就くために受けた教育（養成課程）や研修

※「研修等」は、調査前12か月の間に参加した専門性向上のための活動（研修等）

※「研修等のニーズ」は、「非常に必要」と回答した保育者の割合

	日本	チリ	コロンビア	デンマーク	フィンランド	フラン西語 (ペルギー)	ドイツ*	アイルランド *
養成課程 等	25.5	70.8	71.5	44.3	46.3	42.6	46.3	53.7
研修等	25.8	53.4	66.4	24.6	37.0	47.1	16.3	41.6
研修等の ニーズ	37.1	24.0	36.2	11.1	12.6	15.3	23.9	15.5
	イスラ エル	モロッコ	ノルウェー*	スペイン	スウェー デン	トルコ	ニュージー ランド**	
養成課程 等	64.4	65.2	61.7	68.5	52.9	78.5	55.3	
研修等	53.8	61.5	35.6	79.7	48.1	59.8	30.9	
研修等の ニーズ	26.3	47.9	19.7	20.5	10.5	18.1	8.3	

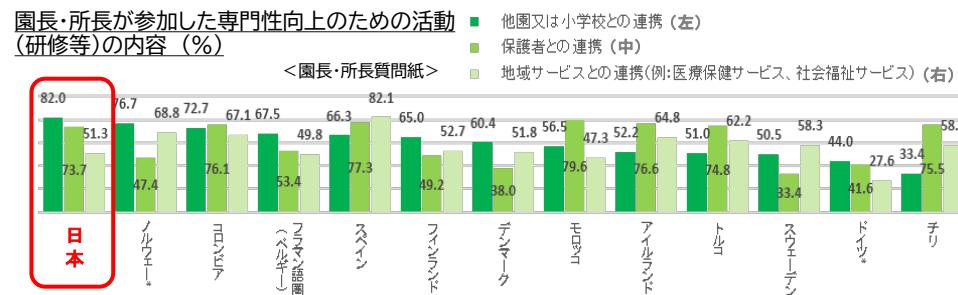
3. 保育者の資質能力の向上に係る取組(研修等)について

➤ 日本では、園長・所長が研修等として「他園の見学」に参加している割合が参加国・地域の中で最も高い。研修等に「他園又は小学校との連携」「保護者との連携」に関する内容が含まれていた割合は、他の参加国・地域に比べて高い。

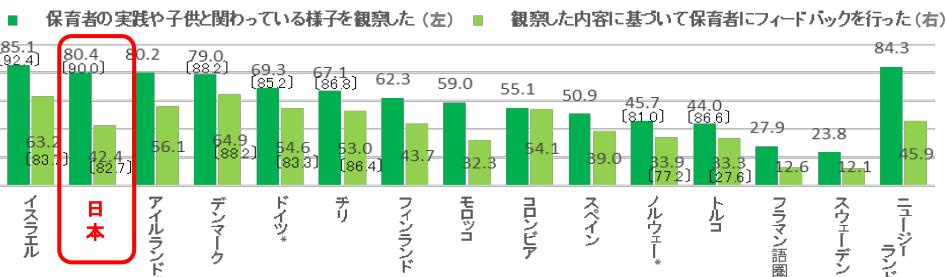
※ 調査前12か月の間に参加した専門性向上のための活動（研修等）について尋ねた。

➤ 日本では、他の参加国・地域と同様に、研修の主要な妨げとして「他にやるべきこと」「自分の不在を補う人員の不足」「参加する日程が合わない」が挙げられる。一方、研修等への参加支援として行われている、研修費用の負担・立替、保育業務の免除は、他の参加国・地域よりも高い。

➤ 日本では、園長が保育者の実践や子供と関わっている様子を観察している割合が、参加国・地域の中で2番目に高い。



保育者の実践観察又は観察に基づいたフィードバックを毎週又は毎日行った園長・所長の割合 (%)



その他の幼児教育の動向

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。平成元年以降、概ね10年に一度改訂が行われてきた。

根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

昭和39年告示

○ 幼稚園教育要領
(文部省告示)

平成元年告示

○ 幼稚園教育要領
(文部科学省告示)
・ 環境を通して行うものである
ことを「幼稚園教育の基本」と
して明示

平成29年告示

○ 幼稚園教育要領
(平成29年3月31日
文部科学省告示 第62号)

幼児教育センター設置 道府県一覧

R7申請□□※1	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	福島県
7	栃木県
8	千葉県
9	新潟県
10	富山県
11	石川県
12	山梨県
13	□□□
14	静岡県
15	愛知県
16	三重県
17	滋賀県
18	京都府
19	奈良県
20	□□□
21	□□□
22	岡山県
23	□□□

自主財源でセンターを設置※3

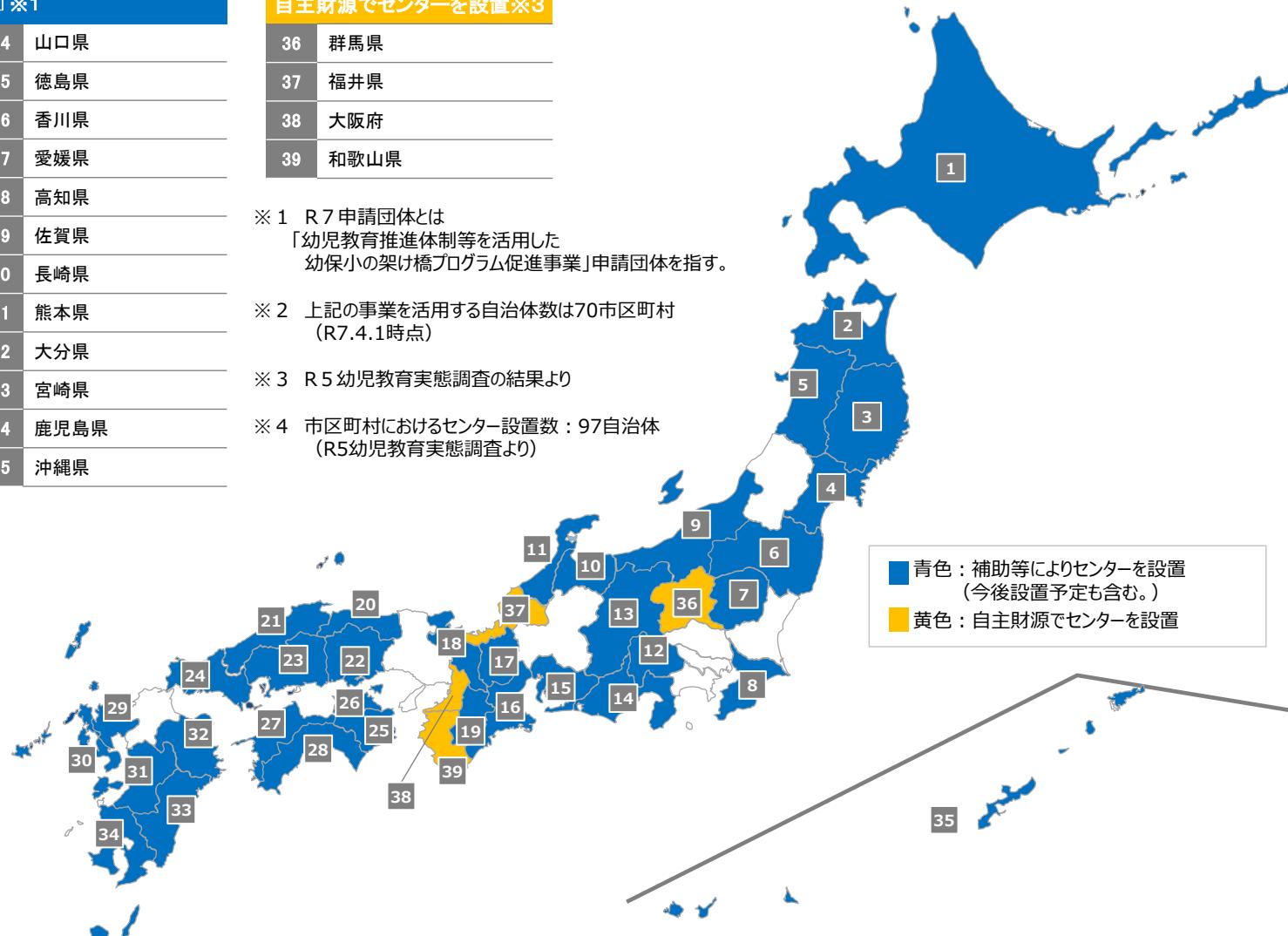
36	群馬県
37	福井県
38	大阪府
39	和歌山県

※ 1 R7申請団体とは
「幼児教育推進体制等を活用した
幼保小の架け橋プログラム促進事業」申請団体を指す。

※ 2 上記の事業を活用する自治体数は70市区町村
(R7.4.1時点)

※ 3 R5幼児教育実態調査の結果より

※ 4 市区町村におけるセンター設置数：97自治体
(R5幼児教育実態調査より)



幼児教育アドバイザー及び架け橋期のコーディネーターについて

	幼児教育アドバイザー	架け橋期のコーディネーター
位置付け	<p>幼児教育に係る指導・助言を専ら担当する者。</p> <p>※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業（R1～）」において配置促進。</p>	<p>幼児教育施設と小学校の両施設に対して、「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施に向けた助言等を主に担当する者。</p> <p>※「幼保小の架け橋プログラム事業（R4～）」において配置。</p> <p>※「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業（R7～）」において配置促進。</p>
役割	<ul style="list-style-type: none">➤ 域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う。➤ 0～2歳の乳幼児への対応や、外国人幼児への支援等、地域の実情も踏まえ、幼児教育施設の抱える課題解決に向けた指導・助言等も行う。	<ul style="list-style-type: none">➤ 幼児教育施設と小学校等の施設に対して、「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施など幼保小の円滑な接続に向けた助言等を行う者。➤ また、カリキュラムの開発会議等で中心的な役割を担う。 (自治体によっては、幼児教育アドバイザーがコーディネーターとしての役割を担っている場合もある。)
勤務経験（実績）	幼稚園等の園長・副園長等	幼稚園等の園長・副園長、小学校の校長等

幼児教育アドバイザー等の配置状況

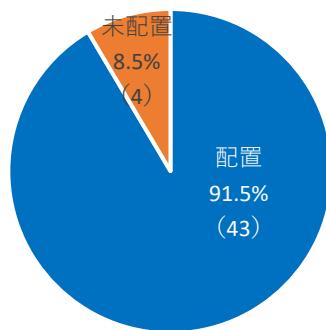
※幼児教育アドバイザー：幼児教育に係る指導・助言を専ら担当する職員をいう。

【令和5年度幼児教育実態調査より】

都道府県

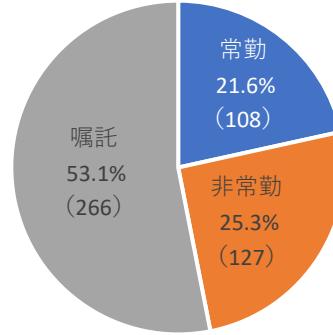
- 幼児教育アドバイザー等を配置している都道府県は91.5%であった。
- 前回調査から都道府県は4增加しており、近年増加傾向にある。

配置状況



内訳

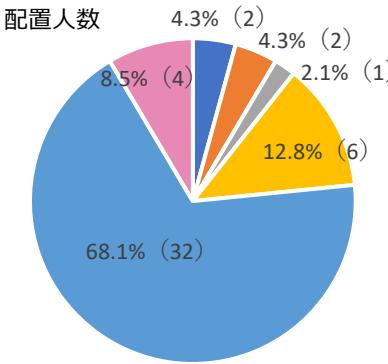
配置の内訳



※1 母数：47都道府県

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

配置人数



1人配置

2人配置

3人配置

4人配置

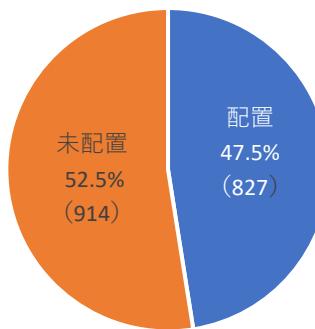
5人以上配置

未配置

市町村

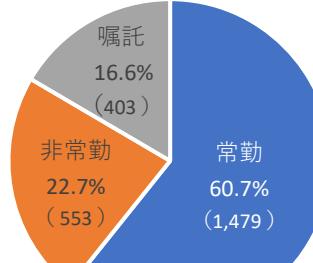
- 幼児教育アドバイザー等を配置している市町村は47.5%であった。
- 前回調査から市町村は119増加しており、近年増加傾向にある。

配置状況



内訳

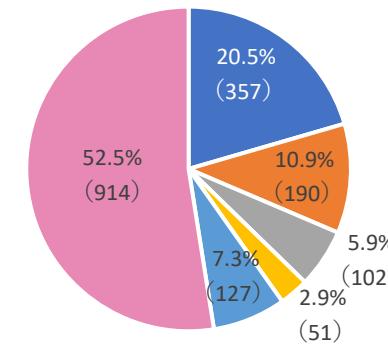
配置の内訳



※1 母数：1,741市町村

※2 グラフ中の（ ）内は市町村数

配置人数



1人配置

2人配置

3人配置

4人配置

5人以上配置

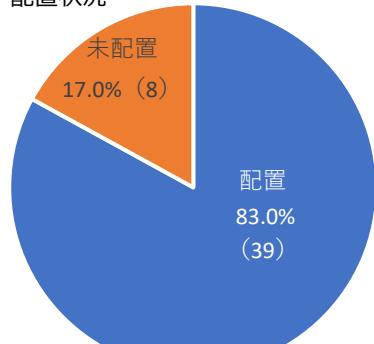
架け橋期のコーディネーター等の配置状況

※架け橋期のコーディネーター：幼児教育施設と小学校の両施設に対して、「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施に向けた助言等を主に担当する職員をいう。

【令和5年度幼児教育実態調査より】

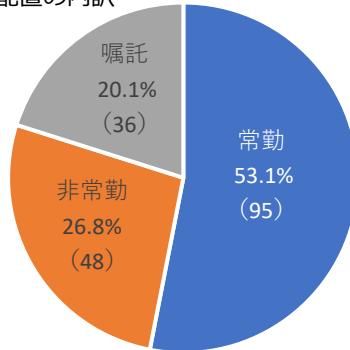
都道府県

配置状況



内訳

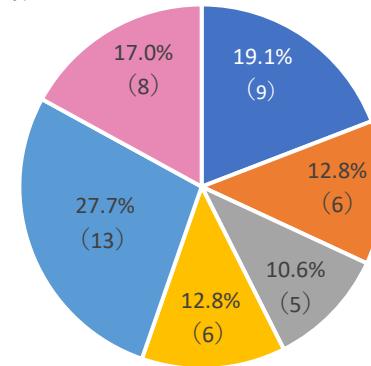
配置の内訳



※1 母数：47都道府県

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

配置人数

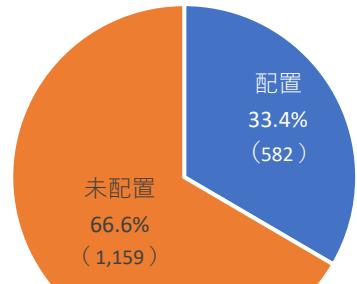


※1 母数：架け橋期のコーディネーター等の配置人数（179人）

※2 グラフ中の（ ）内は配置人数

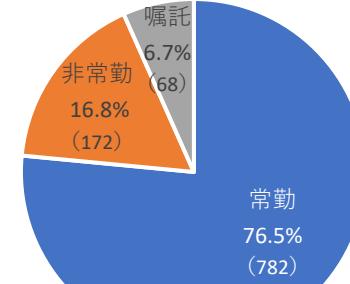
市町村

配置状況



内訳

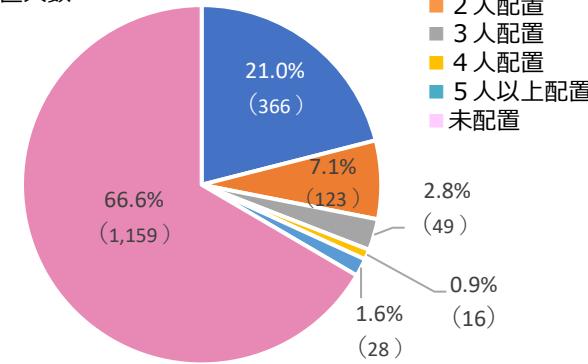
配置の内訳



※1 母数：1,741市町村

※2 グラフ中の（ ）内は市町村数

配置人数



幼児教育センターによる取組例

北海道教育厅義務教育課 幼児教育推進センター 幼保小の接続の取組（北海道）

北海道幼児教育推進センターにおいては、**市町村や、設置者・施設類型問わず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し、研修支援や架け橋期のアドバイザーの派遣等を通して、幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続の促進**を図っている。

幼保小の架け橋プログラムの推進

■ 北海道版幼児教育スタートプログラム ～つながろう つなげよう 子どもの学びと育ち～

- R4～6年度に、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」の調査研究の結果を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムを推進する際の手順や方法等を示した「北海道版幼児教育スタートプログラム」を策定・普及し、市町村における取組を支援。
- 幼児教育の重要性、幼保小連携・接続のポイント、道内における実践例等をまとめた「[幼児教育と小学校教育の連携・接続ハンドブック](#)」を作成し展開。



架け橋期のアドバイザー派遣・育成

- 幼児教育や小学校教育の知見を有する架け橋期のアドバイザーを幼児教育施設や小学校、市町村等に派遣し、幼保小接続の取組状況や課題等のそれぞれの実態に応じた支援を実施。
- 道内全14管内の配置に向けた架け橋期のアドバイザーの育成。

研修の支援

- 地域における架け橋期のカリキュラム開発の推進を図るため、施設類型問わず幼児教育施設や小学校、市町村の関係者が、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けたカリキュラムや教育方法等の充実・改善について協議・情報交換する「[幼小つながる研修](#)」を、道内全14管内で実施。
- 合同研修の機会確保が困難な地域においても、幼児期及び幼保小接続期の教育の理解促進を図るため、保育及び授業の様子を撮影したオンデマンド教材を作成・配信するとともに、オンラインを活用した公開保育・授業を実施。

(参考) <https://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yousyousetuzoku.html>

大分県教育厅義務教育課 幼児教育センター 幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（大分県）

大分県幼児教育センターにおいては、**幼児教育スーパーバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、市町村に訪問し、ニーズに合わせた支援を行うとともに、市町村の幼児教育アドバイザーの育成や研修支援等を行っている。**

市町村の幼児教育アドバイザーの活用・配置推進

■ 市町村幼児教育アドバイザー

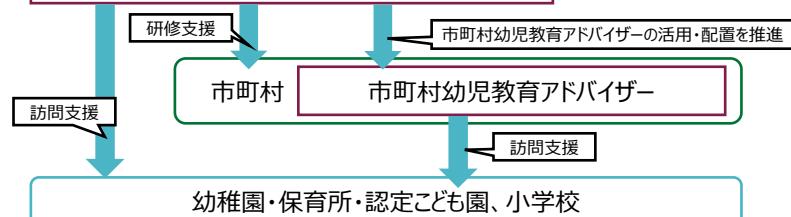
～「しんけん遊ぶ子」の育成に向けた大分県の取組～

- 幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続等の取組を一体的に推進するため、[県幼児教育スーパーバイザー](#)が地域における研修支援及び域内の園への助言等を行う市町村幼児教育アドバイザーを育成。
- 養成研修修了後は、市町村幼児教育アドバイザーの地域での活動を県幼児教育スーパーバイザーが継続支援。



(国東市・玖珠町幼児教育アドバイザーの活動の様子)

県幼児教育スーパーバイザーの派遣



幼保小接続の推進

- 「[幼小接続地区別合同研修会](#)」において、県スーパーバイザーが幼児教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、講義・協議を行い、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員間の相互理解を深めるとともに、地域における接続の取組推進を図る。

(参考) <https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyouiku/yojikyoikuadviser.html>



幼保小の架け橋プログラム事業における各教育委員会の取組等

- ◆ 公立幼稚園と認定こども園・保育所、私立幼稚園の所管課が三つに分かれており、幼児教育センターの設置はなく、カリキュラムを開発するための会議等も実施していない。そこで、3課局で「プロジェクト会議」を立ち上げ、カリキュラムの方向性を示す滋賀県版「架け橋期のカリキュラム」枠を開発。
(滋賀県)
- ◆ 小学校初任者研修では「園・所における保育体験」として、小学校の初任者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園において保育体験を行うことで、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を理解するとともに、園・所における子供の見取りや支援の在り方等を体感し、自身の小学校における教育活動の充実につなげる。 (広島県)
- ◆ 各市町の教育委員会と保育主管課の連携を図るために「市町保幼小連携担当者研修会」を開催し、全市町の教育委員会と保育主管課の担当者が参加し、各市町における架け橋期のカリキュラム作成・実践・検証・改善に関する取組を協働して考える場を設ける。 (山口県)
- ◆ カリキュラム開発会議の委員として、モデル地域の公立・私立保育園、私立認定こども園の施設長、小学校の校長が入ることで、会議における議論を踏まえ、課題意識をもって園・校運営に取り組む。 (高知県)
- ◆ 公立幼小に幼保小連携・接続主任の設置と民間の幼保を含む全市連携主任・窓口担当者一覧の作成・配付し、連携・接続主任研修会の実施する。 (令和6年度実施予定) (京都府京都市)

※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体の報告書より

幼保小の架け橋プログラムにおける取組を契機として、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、私立幼稚園・保育所・認定こども園などへも積極的に関与することで、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の質的向上に向けた取組を一体的に推進していくことが重要である。

幼保小の架け橋プログラム事業における採択自治体からの報告書より

- ◆ 幼保小の先生からは、教育観や指導観が大きく変化したとの声がたくさんあがっている。具体的には、遊びや学習の中で「子供にこれまでの経験を尋ねる」「子供の思いを聞く」「子供に任せて待つ」など子供主体の保育や授業を意識した援助がたくさん見られるようになった。（高知県）
- ◆ 小学校の先生の変容として、子供たちの主体的な学びのために本当に必要な支援とは何かを考え、授業において発問の精選をするようになった。また、他教科や前時とのつながりだけでなく、日常の子供たちの関わりの中で得られた気付きや感じたことを大切にして、遊びや生活経験を生かした授業づくりを心がけるようになった。（広島県）
- ◆ 小学校において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した授業を展開することで、幼児期の学びに積み重ねていく意識や子供への言葉かけの変化や、すべてゼロから教えるのではなく「こういう時、どうしてた？」「こういうの知ってる？」と子供たちに投げ掛けるようになった。（大阪府箕面市）
- ◆ 実践に当たり、幼児教育施設で実践しているドキュメンテーションを活用して学習過程を示すことにより、「面白かった、楽しかった」という振り返りが多くなりがちな子供も、「あの時は〇〇なことがあって〇〇風にしたからうまくいった」などと自らの思考をたどり、具体的に振り返る姿が見られるようになってしまった。（宮城県白石市）
- ◆ 登校しぶりや離席する子が少なくなり、子供の集中力や活動への関心・意欲の持続が伸びている。（静岡県袋井市）
- ◆ こども園と小学1年生との交流より、小学校進学に対する不安が解消されたり、「まねしたい」の気持ちや言葉や文字などへの興味・関心が高まった。（福島県西会津町）

議論のテーマ



『公立・私立や施設類型を問わず幼児教育と小学校教育との相互理解や連携・協働を進めるためには、どのような体制づくりや取組を行うことが考えられるか。』

参加された自治体の取組や成果

- ◇ 年長の担任が小学校へ授業参観に行ったり、夏休みに小学校の先生が年長に出前授業や交流に行ったりしている。
- ◇ **小学校の先生が1年間、幼児教育施設に行き幼児教育を学ぶ制度**があり、**小学校の先生方が幼児教育について理解する機会**となっている。
- ◇ **幼保小での研究協議会**を開催したり、小学校生活科部会に幼保の先生方も参加してもらったりすることで、目的をもって幼保小が繋がる機会をつくった。
- ◇ **校区ごとにワーキング会議を実施。会議計画などを提出してもらうことで実効性が高まっている。**
- ◇ 幼保小接続・連携について、**大きな自治体は小学校区で進めており、小さな自治体は中学校区で進めている。**
- ◇ 保護者にも、幼保小接続・連携の意義や重要性を知ってもらい、家庭から学校現場へのニーズとなるよう普及啓発を行っている。
- ◇ **地域の中に架け橋期の教育を位置付けることが必要**と考え、**コミュニティスクールを生かして、小・中学校の中に幼・保を入れ込んだ仕組づくり**をしようとしている。

- ◇ **登校渋りの減少や学習への取り組み方などの子供の姿や授業スタイルの変化などの教師の姿など、取組による効果や変化を取り上げると、小学校の意識が変化しやすかつた。**少しでも必要感を持ってくれば、接続・連携が軌道に乗りやすい。
- ◇ 学びが主体的になるためには幼児教育が重要であるという価値観が醸成されていくことで、現場から自治体に連絡協議会を設定してほしい等の要望が出るようになった。
- ◇ **幼児教育センターが、校区ごとのカリキュラム検討会議の実施に向けて手助け**を行ったことが、**域内の推進を図る上で大きかった。**
- ◇ 架け橋期のカリキュラムについて、「できること」から始め、「持続可能な取組」に向けて子供の姿を核にして話し合うことでうまくいった。
- ◇ 子供の姿や教育環境など、同じものを見ていたとしても、**幼児教育と小学校教育での見方・考え方の違いを埋めていくことが大切。視点を繋いでいくためには、架け橋期のコーディネーターのような立場が重要**であり、**うまく活用できている自治体は接続・連携の進み具合が大きい。**
- ◇ **まずはモデル地域が幼保小連携の成果を実感することで、域内への普及啓発に繋がった**と感じる。

思いや考え

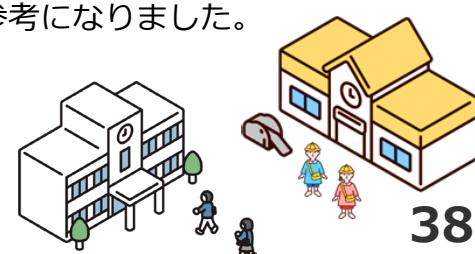
- ◇ 子供同士の交流も大切であるが、教員同士の交流をまずは優先していきたい。
- ◇ 幼児教育施設や小学校に関わる際には、訪問のハードを下げるために、幼稚園籍と小学校籍の担当者が一緒に関わることを心掛けている。
- ◇ 架け橋期のカリキュラムは、作成ばかりを目的とするのではなく、お互いを知るツールであることも大切にしている。
- ◇ 県の支えから、各市町村がそれぞれの実態に応じて取組を進められることを目指している。

悩みや課題

- ◇ 幼児教育施設等に比べ、小学校は先生たちの異動等により引継ぎがうまくできない。だからこそ、架け橋期のカリキュラムの存在が大きい。
- ◇ 管理職の認識によって、進み具合が大きく違う。学校区独自のカリキュラムとなるよう、校長会や園長会へ足を運び、重要性を訴えてきた。
- ◇ 様々な幼児教育施設と一つの小学校でのカリキュラム作成が難しい。まずは、大切にしたい共通部分について見出していき、その共通部分に各自の特色などの要素を加える形をとった。

意見交換の感想

- ◇ 現場の先生方が自分事として幼保小接続に取り組めるよう支援していきたいです。
- ◇ 今回の意見交換では、「何をするの」「どうすればいいの」という疑問で終わることなく、課題を出し合い解決に向けた意見交換ができ、互恵性のある意見交換ができました。おそらく、多くの自治体が苦慮しながらも架け橋プログラムを推進しているからだろうと思いました。
- ◇ 県としてアドバイザー認定制度を企画・準備し、次年度から運用開始する自治体がありました。アドバイザーやコーディネーターを、退職する方ではなく現役教員で認定し市町村で運用する話は参考になりました。



こども家庭庁関連資料

保育士資格について

- 保育士とは、児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士としての登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- 保育士となる資格を取得するには、次の2通りの方法がある。
 - ・都道府県知事の指定する保育士を養成する学校及びその他の施設（大学、短期大学、専修学校等）を所定の課程を履修した上で卒業。
 - ① 入所（学）資格は、学校教育法に規定する高等学校を卒業した者等
 - ② 資格取得のための必要単位数 → 68単位
 - ③ 指定保育士養成施設長による指定保育士養成施設卒業証明書の交付
 - ④ 養成施設数 → 667ヶ所（令和6年4月現在）
資格取得者 → 32, 364人（令和5年度）
 - ・各都道府県で行う保育士試験に合格。
 - ① 受験資格→ 学校教育法における大学（短期大学を含む）に2年以上在学して62単位以上修得した者、高等学校を卒業し児童福祉施設において2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上児童の保護に従事した者及びそれ以外の者は5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上児童の保護に従事した者等。
 - ② 都道府県知事による保育士試験合格通知の交付
 - ③ 保育士試験の実施状況（令和6年度）

受験者申請者数	→ 60, 912人
合格者数	→ 17, 620人
うち全部免除者数	→ 2, 145人

保育士資格取得方法

保育士

※児童福祉法第18条の4

登録 (各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項 (登録者数 1,947,690人 : R7.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,990,623人 : R 5 年度末累計)
令和 5 年度資格取得者 32,364人

- 大学 283か所 (287か所)
- 短期大学 220か所 (219か所)
- 専修学校 153か所 (150か所)
- その他施設 11か所 (10か所)
- 合 計 667か所 (666か所)

【R6.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9
(643,551人 : R 6 年度末時点合格者数累計)

受験申請者数	60,912人
全科目合格者数	17,620人 (6 年度実績)
うち全部免除者数	2,145人

※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等 (短大含) 2年以上在学 (62単位以上取得者等)	児童福祉施設 実務経験5年以上 (高校卒業者は実務経験2年以上)	幼稚園教諭免許状 有 (試験一部免除)	知事による 受験資格認定 実務経験(※) 5年以上 (高校卒業者は実務経験 2年以上)
--	--	---------------------------	--

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施

平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施 (34単位の履修が必要)、知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設 (8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

平成29年度…福祉系国家資格所有者について、筆記試験の3科目の免除を実施するとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除を実施。

介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士について、指定保育士養成施設における「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修免除を実施。

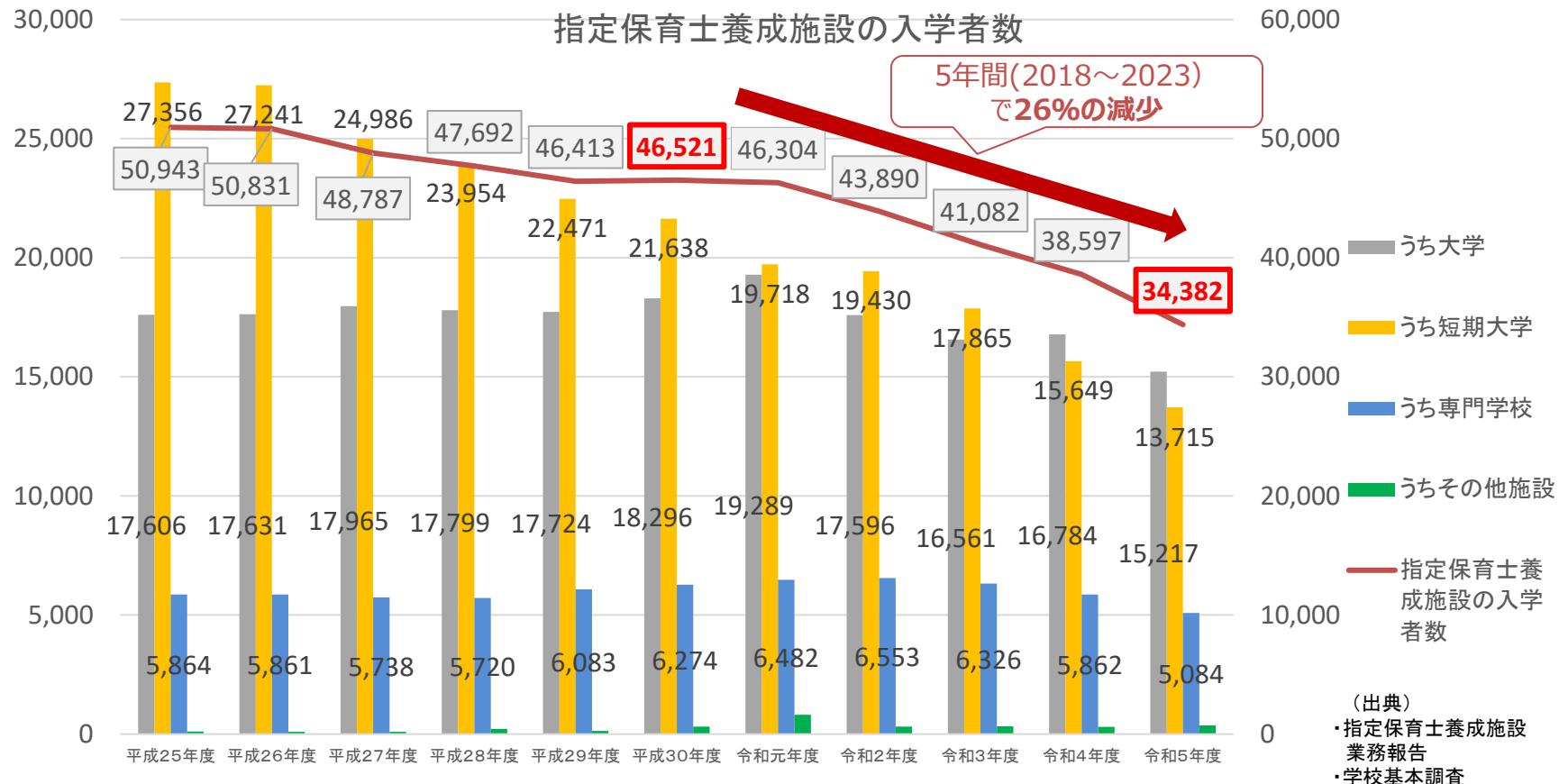
※社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行う。

令和 5 年度…現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を創設

令和 7 年度…知事による受験資格認定の対象に乳児等通園支援事業を追加

◆ 保育士を目指す学生の数は近年大きく減少している

- ✓ 保育士養成校の入学者数は、大学・短大・専門学校の入学者の減少傾向を上回るペースで減少している。



年度	2017(平成29)	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)
大学・短大・専門学校への入学者総数(人)	922,611	915,112	913,421	910,150	896,132	885,688	865,246

5年間(2018~2023)で5%の減少

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

保育士養成課程教科目

系列	教科目	単位設置数	履修単位数
教養科目	外国語（演習）	2以上	
	体育（講義）	1	1
	体育（実技）	1	1
	その他	6以上	
教養科目 計		10以上	8以上
①保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2	2
	教育原理（講義）	2	2
	子ども家庭福祉（講義）	2	2
	社会福祉（講義）	2	2
	子ども家庭支援論（演習）	2	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2	2
	保育者論（講義）	2	2
		計14	計14
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ（講義）	2 2
		子ども家庭支援の心理学（講義）	2 2
必修科目	子どもの理解と援助（演習）	1	1
	子どもの保健（講義）	2	2
	子どもの食と栄養	2	2
		計9	計9

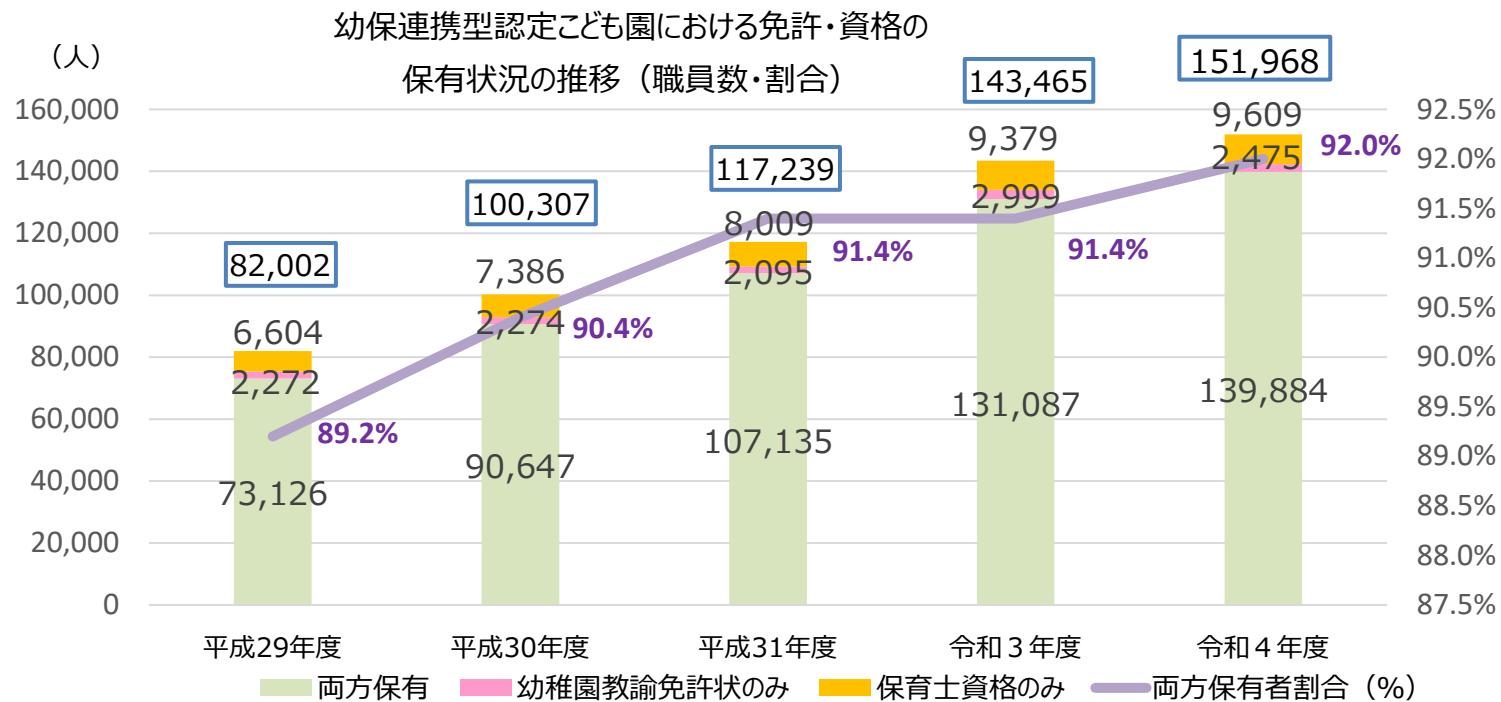
系列	教科目	単位設置数	履修単位数
必修科目	③保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2 2
		保育内容総論（演習）	1 1
		保育内容演習（演習）	5 5
		保育内容の理解と方法（演習）	4 4
		乳児保育Ⅰ（講義）	2 2
		乳児保育Ⅱ（演習）	1 1
		子どもの健康と安全（演習）	1 1
		障害児保育（演習）	2 2
		社会的養護Ⅱ（演習）	1 1
		子育て支援（演習）	1 1
④保育実習		計20	計20
	保育実習Ⅰ（実習）	4	4
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	2
⑤総合演習	保育実践演習（演習）	2	2
	必修科目 計	51	51
選択必修科目	保育に関する科目（上記①～④の系列より科目設定）	15以上	6以上
	保育実習Ⅱ又はⅢ（実習）	2	2
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ（演習）	1	1
	選択必修科目 計	18以上	9以上
合 計		79以上	68以上

保育士試験科目

1 保育原理	6 子どもの保健
2 教育原理及び社会的養護	7 子どもの食と栄養
3 児童家庭福祉	8 保育実習理論
4 社会福祉	（1～8の筆記試験に合格後）
5 保育の心理学	保育実習実技（音楽表現・造形表現・言語表現に関する技術の3分野から2分野を選択）

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員数は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

※ 各年度4月1日現在

※令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

◆ いずれか一方の免許・資格のみの保育教諭等がもう一方の免許・資格を取得するための要件を緩和する特例も令和11年度末まで延長されました。

免許・資格の併有促進（3年特例）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

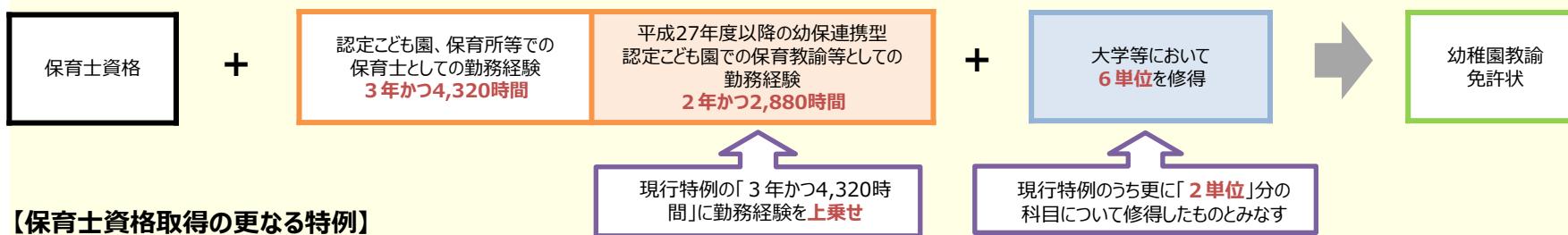


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

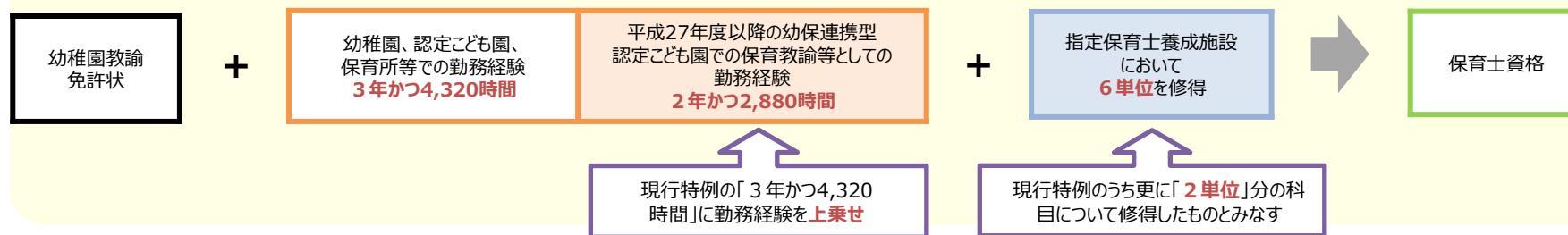


免許・資格の更なる併有促進策（幼保2年特例）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



- ◆免許・資格の併有ができない方からは、**特例対象講座・科目の開設を行つて**いる学校等が近くにない、認定こども園で**働きながら受講できるよう配慮して**欲しいといったご意見もお伺いいたします。
- ◆都道府県設に置かれましては、特例の延長期間（令和11年度末まで）の間に、免許・資格の併有が促進されるよう、幼稚園教諭免許状を取得できる大学・短期大学及び指定保育士養成施設に対し、**特例対象講座・科目の積極的な開設への働きかけをお願いいたします。**

特例対象講座・科目の開設大学・短期大学等数（令和6年度）

	学校種別	3年特例 (8単位)	幼保2年特例 (6単位)	一部科目のみ
幼稚園教諭 免許状取得	大学	7か所	2か所	5か所
	短期大学	3か所	1か所	1か所
保育士資格 取得	大学	7か所	2か所	—
	短期大学	6か所	3か所	
	専門学校	7か所	2か所	

保育士試験の実施状況(令和5年度)

都道府県名	1回目試験		2回目試験		合計（※1）	
	受験申請者数	合格者数	受験申請者数	合格者数	受験申請者数	合格者数
1 北海道	1,116	313	938	258	2,054	571
2 青森	142	47	116	32	258	79
3 岩手	159	46	132	30	291	76
4 宮城	539	157	429	116	968	273
5 秋田	109	22	100	31	209	53
6 山形	220	51	178	39	398	90
7 福島	240	65	210	56	450	121
8 茨城	636	183	531	117	1,167	300
9 栃木	460	100	434	100	894	200
10 群馬	289	77	239	74	528	151
11 埼玉	1,917	606	1,598	455	3,515	1,061
12 千葉	2,012	596	1,783	475	3,795	1,071
13 東京	6,639	1,867	5,598	1,527	12,237	3,394
14 神奈川	3,316	955	2,580	648	8,401	2,049
15 新潟	371	99	346	76	717	175
16 富山	144	57	109	29	253	86
17 石川	187	48	177	58	364	106
18 福井	117	26	107	27	224	53
19 山梨	171	40	151	29	322	69
20 長野	345	97	293	110	638	207
21 岐阜	353	119	329	90	682	209
22 静岡	784	225	701	206	1,485	431
23 愛知	1,979	637	1,806	532	3,785	1,169
24 三重	293	73	323	90	616	163
25 滋賀	394	111	356	77	750	188
26 京都	720	174	612	161	1,332	335
27 大阪	2,754	722	1,791	472	5,341	1,469
28 兵庫	1,406	420	1,223	320	2,629	740
29 奈良	420	112	369	112	789	224
30 和歌山	150	42	132	32	282	74
31 鳥取	96	34	75	22	171	56
32 島根	60	12	58	10	118	22
33 岡山	426	103	399	107	825	210
34 広島	613	166	516	145	1,129	311
35 山口	219	75	189	51	408	126
36 徳島	178	39	138	48	316	87
37 香川	170	52	161	43	331	95
38 愛媛	253	72	218	54	471	126
39 高知	118	35	86	22	204	57
40 福岡	1,196	330	1,034	248	2,230	578
41 佐賀	231	60	189	39	420	99
42 長崎	202	58	187	40	389	98
43 熊本	343	95	306	73	649	168
44 大分	204	50	188	35	392	85
45 宮崎	246	67	195	40	441	107
46 鹿児島	536	128	448	87	984	215
47 沖縄	907	149	605	110	1,773	328
合計	34,380	9,612	28,683	7,553	66,625	17,955

全科目免除者数（※2）	
受験申請者数	合格者数
147	147
5	5
1	1
77	77
2	2
4	4
18	18
27	27
22	22
13	13
138	138
137	137
279	279
221	221
12	12
2	2
14	14
9	9
11	11
10	10
11	11
43	43
137	137
9	9
14	14
36	36
172	172
146	146
18	18
3	3
2	2
5	5
13	13
48	48
4	4
3	3
11	11
17	17
1	1
93	93
2	2
2	2
7	7
12	12
19	19
22	22
126	126
2,125	2,125

実施年度	受験申請者数	合格者数	合格率
令和5 (2023)	66,625人	17,955人	26.9%
令和4 (2022)	79,378人	23,758人	29.9%
令和3 (2021)	83,175人	16,600人	20.0%
令和2 (2020)	44,914人	10,890人	24.3%
2019	77,076人	18,330人	23.8%

(※1)神奈川県の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、神奈川県が独自に実施した地域限定保育士試験(令和5年8月)の結果(受験申請者数:2,505人、合格者数:446人)を含めたものとなっている。

大阪府の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、大阪府が独自に実施した地域限定保育士試験(令和5年10月)の結果(受験申請者数:796人、合格者数:275人)を含めたものとなっている。また、沖縄県の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、沖縄県が独自に実施した地域限定保育士試験(令和5年10月)の結果(受験申請者数:261人、合格者数:69人)を含めたものとなっている。

(※2)上記のほか、幼稚園教諭免許状を有する者に対する特例制度(児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項)に基づく試験が全科目免除された者がおり、令和5年度は2,125人が当該制度を活用し、試験に合格している。

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、平成27年度に地域限定保育士試験を創設するとともに、平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

＜1回目試験＞（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

＜2回目試験＞（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
(宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。)

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

＜1回目試験＞（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

＜2回目試験＞（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度は沖縄県でも実施
(平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施)

＜神奈川県独自試験＞（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

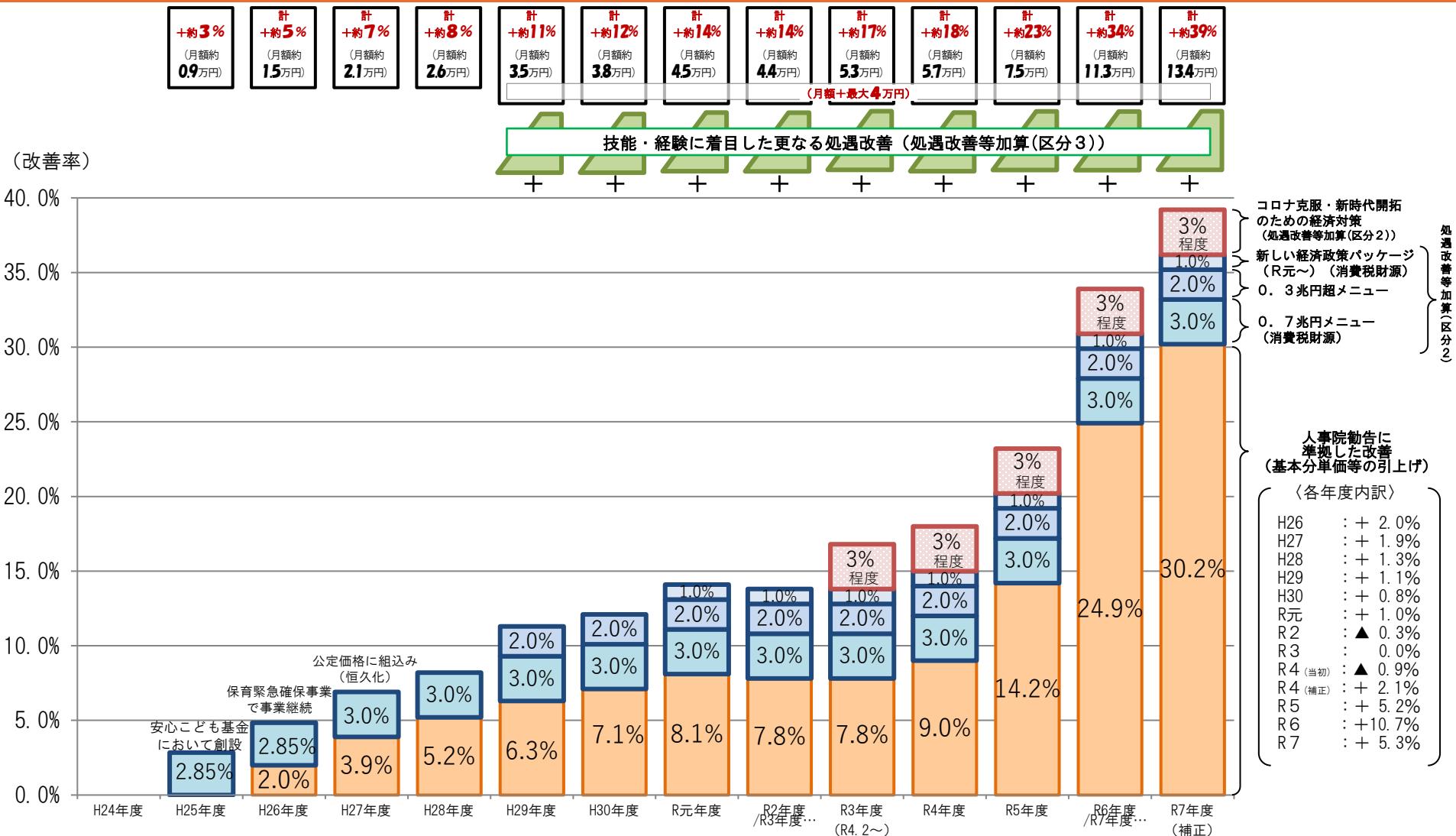
- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

改善率の予算における改善率を単純純粋に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

幼稚園教諭（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ



○既存の研修をキャリアアップのために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等（大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者

（申請のための統一様式あり）

- その他加算認定自治体が適当と認める者（園内研修など、申請のための統一様式あり）

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要

＜標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数＞

※公定価格上の職員数

園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、

幼稚園教諭7人、事務職員2人

合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

①新 中核リーダー (注2, 3)

①新 専門リーダー (注2, 3)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3）(注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+研修の修了(60h) (注1)
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 研修の修了(60h) (注1)
- エ 専門リーダーとしての発令

①新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

（園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5）(注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 研修の修了(15h) (注1)
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

（注1） 加算に係る研修修了要件は、中核リーダー等については令和5年度、若手リーダーについては令和6年度から適用する。

その際、中核リーダー等に求める研修修了時間は、令和5年度は15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ引き上げる。

（注2） 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

（注3） 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

（注4） 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（2・3号関係）

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築



キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞

※公定価格上の職員数

園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

（新）副主任保育士^(注2)

（新）専門リーダー^(注2)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人

（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3）^(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了^(注1)
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了^(注1)
- エ 専門リーダーとしての発令

（新）職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5）^(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了^(注1)
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。
その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

幼稚園における各事業毎の職員の配置基準について

		根拠法令	主な内容
通常時	幼稚園設置基準		<p>一学級の幼児数は、35人以下を原則とする。（第3条） 各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならぬ。（第5条）</p> <p>（参考：新制度園における公定価格の算定基準） • 4,5歳児 25:1 • 3歳児 15:1</p>
預かり保育 (在園者、14時以降)			
一時預かり事業 幼稚園型Ⅰ (在園者、3~5歳)	「児童福祉法施行規則」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「一時預かり事業実施要綱」		<p>保育士、幼稚園教諭、市町村長が行う研修を修了した者、小学校教諭普通免許状所有者等のうち市町村が適切と認める者（うち、保育士又は幼稚園教諭が1/3以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人以上 ・満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人以上 <p>ただし最低2名以上（一定の基準を満たす場合に、職員を1人とすることができます）</p>
一時預かり事業 幼稚園型Ⅱ (0~2歳)	「児童福祉法施行規則」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「一時預かり事業実施要綱」		<p>保育士、幼稚園教諭、市町村長が行う研修を修了した者、小学校教諭普通免許状所有者等のうち市町村が適切と認める者（うち、保育士又は幼稚園教諭が1/3以上（0~1歳児は保育士が1/2以上））</p> <p>ただし、幼児の処遇を行う者の中には、必ず保育士を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 <p>ただし、最低2名以上（一定の基準を満たす場合に、職員を1人とすることができます）</p>
こども誰でも通園制度	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」		<p>保育士、市町村長が行う研修を修了した者。半数以上は保育士である必要（第22条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 <p>ただし、最低2名以上（一定の基準を満たす場合に、職員を1人とすることができます）</p>

- 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に、関係機関が連携しつつ総合的に取り組む

新規資格取得支援

保育士資格取得を目指す者を増やす

- 保育士修学資金貸付の実施

(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け（一定期間の就労で返済免除）【R6補正拡充】)

- 保育士の資格等取得を支援（保育所等で働きながら養成校に通う方への授業料や試験合格を目指す方への教材費等の支援）

- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援【R7見直し】

就業継続支援

保育士が働きやすい職場環境を確保する

保育所等におけるICT化の推進

(4機能（①計画・記録、②保護者連絡、③登降園管理、④キャッシュレス決済）の導入支援、保育ICTラボの実施【R6補正新規】等)

- 保育補助者の配置支援（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）【R7見直し】

- 保育支援者の配置支援（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）

- 保育士宿舎借り上げ支援【R7見直し】

- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援【R7保護者対応支援の強化】

離職者の再就職支援

潜在保育士の保育所等への就職を進める
保育現場で活躍できる環境を整える

- 保育士・保育所支援センターによる支援の促進（潜在保育士の掘り起こし、マッチング支援、伴走支援等）

- 就職準備金貸付の実施（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（一定期間の就労で返済免除））

保育の現場

・職業の魅力発信

保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める

魅力発信アラートフォームの整備・発信（ハローミライの保育士）

多様な関係者による検討・発信

（保育人材確保懇談会、雑誌編集者懇談会等）

自治体の魅力発信の取組への支援



改正児童福祉法を踏まえつつ、保育士や潜在保育士の実態も踏まえた取組を推進

- 保育士・保育所支援センターの法定化（R7.10～）を踏まえた機能・取組の強化

- ・潜在保育士の掘り起こし、マッチング、伴走支援、就業継続支援、現場・職業の魅力発信、関係機関と連携した取組等の強化
- ・KPI（重要業績評価指標）を設定し取組の見直し・改善を促進（令和8年度予算案において補助事業を大幅見直し）

- 地域限定保育士制度の一般制度化（R7.10～）

- 保育士や潜在保育士の就労等に対する意識調査を実施（R7調査研究）

保育士・保育所支援センターを基軸にした保育人材の確保に向けた取組

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI(重要業績評価指標)を設定することとし、各センターにおいて、支援目標、KPIの達成状況や支援実績を定期的に公表し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

改正後の児童福祉法（抄）

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点（以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備しなければならない。

- 一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。
- 二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。
- 三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

② (略)

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

今後の目指す方向性

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場のイメージ向上
- 保育士・保育所支援センターの認知度向上

新規資格取得支援

- 保育士資格取得の促進
- 養成施設卒業者の保育現場への就職促進

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の保育現場への就職促進
- 保育士・保育所支援センター利用促進
- 離職者の定着支援

就業継続支援

- 保育現場における就業継続の促進
- 保育現場の職場環境の向上
- 業務負担軽減の促進

新・関係機関との連携

- 相乗効果により上記4つの柱の効果を上昇させる

今後の取組イメージ

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場の魅力に関する広報活動
- 養成施設への入学促進
- センターの取組に関する広報活動 等

新規資格取得支援

- 養成施設卒業者の保育所等への就職支援
- 保育補助者に対する保育士資格取得の勧奨・支援
- 保育士を目指す社会人に対する保育士資格取得支援
- 保育所等への新規資格取得者採用支援 等

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の掘り起こし強化
- 潜在保育士同士の交流（情報交換）機会の設定
- 職場定着までの支援の充実（職場復帰の研修、定期的な状況確認支援等）
- 求人情報の充実・情報提供の迅速化
- 保育所等への採用支援 等

就業継続支援

- 各種相談への対応
- 保育士同士の交流（情報交換）機会の創出
- 階層別（新人、中堅、主任）研修の実施
- 保育所等への各種課題に応じた巡回支援の充実
- 職場環境の改善策の周知・啓発 等

新・関係機関との連携

- ハローワークと連携（合同）した就職支援の強化
- 市町村と連携した人材確保に関する取組実施
- 養成施設と連携した卒業生の保育所等への就職活動支援
- 保育団体と連携した地域での保育人材の確保 等

令和7年度 保育士・保育所支援センター設置状況

NO	都道府県	設置主体	運営者
1	北海道	北海道	キャリアバンク株式会社
2		札幌市	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
3	青森県	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
4	岩手県	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
5	宮城県	宮城県	一般社団法人宮城県保育協議会
6	秋田県	秋田市	秋田市
7	山形県	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
8	福島県	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
9		郡山市	郡山市
10	茨城県	茨城県	一般社団法人いばらき保育サポートセンター
11	栃木県	栃木県・宇都宮市	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
12	群馬県	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
13		前橋市	前橋市
14		高崎市	特定非営利活動法人 ぐんまこどもわくわくサポートーズ
15	埼玉県	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
16	千葉県	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
17	東京都	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
18	神奈川県	神奈川県・横浜市・川崎市	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
19		横須賀市・相模原市	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
20	新潟県	新潟県	新潟県保育連盟
21	富山県	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
22	石川県	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会
23	福井県	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
24	山梨県	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
25	長野県	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
26	岐阜県	岐阜県	岐阜県
27	愛知県	静岡県・静岡市	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
28		愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
29		名古屋市	公益社団法人 名古屋私立保育連盟
30		豊橋市	豊橋市
31	岡崎市	岡崎市	岡崎市
32	三重県	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
33	滋賀県	滋賀県・大津市	一般社団法人 滋賀県保育協議会
34	京都府	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
35		京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟

NO	都道府県	設置主体	運営者
36	大阪府	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
37		大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟
38		堺市	堺市
39		高槻市	高槻市
40		豊中市	豊中市
41		枚方市	枚方市
42		吹田市	吹田市
43		兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会
44	兵庫県	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟
45		姫路市	姫路市
46		西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会
47		尼崎市	尼崎市
48		明石市	明石市
49		奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
50		和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
51		鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
52	島根県	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
53		岡山県	岡山県
54		岡山市	岡山市
55		倉敷市	倉敷市
56	広島県	広島県	広島県
57		福山市	福山市
58	山口県	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
59		下関市	下関市
60	徳島県	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
61	香川県	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
62	愛媛県	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
63	高知県	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
64	福岡県	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会
65		北九州市	北九州市
66		福岡市	福岡市
67		久留米市	久留米市
68	佐賀県	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
69	長崎県	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会
70	熊本県	熊本県・熊本市	熊本県社会福祉協議会
71	大分県	大分県	大分県社会福祉協議会
72	宮崎県	宮崎県	株式会社アソウ・ヒューマニセンター
73	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
74		鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会
75	沖縄県	沖縄県	一般社団法人 おきなわこどもサポートチーム 株式会社 ヒューマンネット (コンソーシアム)